

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (3) (29. 1 定)			
日 時	平成 29 年 3 月 8 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	前田委員長、酒井（隆裕）副委員長、松田・斉藤・濱本・ 中村（誠吾）・佐々木・小貫・山田各委員		
説 明 員	市長、教育長、副市長、総務・財政・建設・教育各部長、 消防長、会計管理者、選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

開議に先立ち、一言申し上げます。

当委員会では、一昨日、3月6日に開催される予定であった委員会に向け、3月3日の理事会において市長部局に対し、質疑に資するための資料を6日の開議時刻に間に合うよう要求したところであり、しかし、資料の作成が3月6日の開議時刻までに間に合わず、結果として6日の会議を開くことができませんでした。さらに、翌7日午前中に資料の提出はありましたが、その内容について理事会で精査したところ、理事会と市長部局の認識に違いがあったためか、こちらからの問いかけに対し回答のない部分があり、改めて市長部局に確認を求めてきました。その結果、本日まで委員会の開催が延期となってしまいました。市民の皆様には大変御迷惑をおかけいたしました。そのような理由でございますので、御了承ください。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、佐々木委員、山田委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。千葉委員が松田委員に、高橋龍委員が中村誠吾委員に、酒井隆行委員が山田委員に、林下委員が佐々木委員に、新谷委員が小貫委員にそれぞれ交代いたしております。

この際、説明員から発言の申し出がありますので、これを許します。

○総務部長

予算特別委員会理事会から求められておりました、3月3日の予算特別委員会における建設部長の答弁に対する市長部局の見解についてでありますけれども、提出の期限でありました3月6日の正午までに提出がかなわず、その結果、委員会が延期となってしまいまして大変申しわけございませんでした。この場をおかりいたしましておわびを申し上げます。

本日は、総務常任委員会所管の予算特別委員会でございますが、この後、建設部長から発言をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○建設部長

3月3日の予算特別委員会におきまして、高橋龍委員の契約上、原則的には業務担当員からの指示ではあるが、業務担当員の上司である建設部長、副市長、市長なども指示ができるのかという旨の御質問に対し、一般的に委託・受託事業の契約上、委託者の業務担当員と受託者の業務主任との間で業務の指示を行うことが大原則であるが、それ以外の者が意思表示をできないのかということ、法文上、委託者は市であるため、市長をトップにそれぞれの所管事務に限り、専決の中で指示はできる旨の答弁をいたしました。

答弁の趣旨は、委託者として受託者に対して行うことができる指示等は、委託者の業務担当員が行うことが大原則であるが、その上司である係長なり課長、さらには市長であっても、受託者の業務主任に対して指示しても違法ではないというものであり、現場の作業に直接指示を行うことができるという意味で申したものではありませんでした。結果としまして、御質問に対し不正確な答弁をし、委員の皆様にご迷惑と混乱を与えてしまいました。まずもって、これにつきましておわびを申し上げます。この場をおかりし、改めて次のとおり答弁をさせていただきます。

まず、委託者の業務担当員であっても、現場の作業に直接指示を行うことはできません。一方、受託者の業務主任への指示につきましては、委託者として約定どおり行うよう指示することは委託者としての契約上の権利であり、委託者である市として、業務担当員の上司である係長からトップの市長までの所管に携わる者が指示をすることは、一般論としては違法でも不当でもありません。

ただし、契約書において、委託者の業務担当員から受託者の業務主任に業務の指示を行うことを定めておりますので、業務担当員以外の者がこのような指示等を行うと、契約上の効果が生じない場合がありますが、これはあくまでも当事者間における契約上の問題であり、違法とか不当という問題が生じるようなものではないと考えており

ます。以上が訂正となります。

今後は、正確な答弁に努め、議会審議に支障がないよう留意いたしますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

また、2月28日の本会議において、秋元議員の再々質問に対し同様の趣旨の答弁をしておりましたので、これにつきましても、次の本会議において改めて答弁をさせていただきたいと考えておりますので、重ねてよろしくお願い申し上げます。このたびは大変申しわけありませんでした。

○委員長

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の順序は、公明党、共産党、民進党、自民党の順といたします。

公明党。

○斉藤委員

◎3月3日の建設部長の答弁について

ただいま建設部長の陳謝がございました。3月3日の建設部長の答弁は、市長、副市長も出席をされている総括の、その面前で行われたのであります。今、建設部長からの陳謝がありましたが、当然、その部長をそれこそ指揮監督される立場であります市長、副市長も、3月3日の時点で、それを面前で容認をしていたということになるわけで、まずその責任についてそれぞれ副市長、市長に所感を求めたいと思います。

○副市長

ただいま、建設部長から、答弁について大変不正確な答弁であったということで改めて答弁させていただきましたが、私どもも、もともと建設部長は大変法令的に詳しい方だと、そういう先入観も私どもも持っておりましたし、また特にそのことが誤解を与えるような答弁ではないのではないかということで、私自身もそのように思っていたところでもございまして、改めて確認したところ、大変誤解を与えてしまったということに関して言えば、私も大変申しわけないと思っています。もう少し正確な答弁に、私自身も気をつけなければいけないと思っております。

○委員長

それぞれということですので。

○市長

今、副市長からのお話がありましたけれども、私も同様の考えでございまして、右に同じということでございます。

○斉藤委員

非常に誠実とは言いがたいお答えだったと思います。

それで、きょうは総務常任委員会所管事項ということですので、あくまでも法文上の文言等に限ってお伺いをしたいと思います。

建設部長のこの3月3日の答弁というのは、建設部長もおっしゃっていますけれども、法文上と断った上で、業務担当員を経由することがなくても、契約上、文言上は市長以下、一定の権限を有する者については、その権限の範囲内で受託側の業務主任に対して指示が、作業の指示ができるとしたものであります。それは、建設部長としては、再答弁では、業務主任に対する指示ということを前提とした発言であったというのですけれども、一般の作業員の方に対してもあたかも指示ができるがごとの誤解を与えた点について陳謝をするという、そういう認識のようであります。

しかし、業務主任に対しての指示であっても、いわゆる法文上、契約書の書面上は、その解釈においては指示で

きるとしても、もしその指示を行ったときには、別途労働者派遣法上は偽装請負の疑義を生じることがあるのではないかというのが、私ども理事会として要求をした内容であります。その点についての見解を明確にさせていただきたいと思います。

もう一点、その指示なりが 1 回、2 回では明確には当たらないということになるかもしれないのですが、それでは何回だったら当たるのかと、あるいはそういう指示、指揮命令が常態化した場合には、どうなのかという部分についても、あわせて見解を求めたいと思います。

○(総務) 総務課長

今の御質問でございますけれども、私どもといたしましては、契約上、あくまでもその業務主任、これは J V との契約であります。それに限って言えば、契約上、業務主任と業務担当員との間で行うということになってございますので、それが例えば飛び越えて上司がやったとしても、これについて、私ども顧問弁護士にも確認してございますが、違法、それから不当とは言えない。ただ、契約にはそのように記してございますので、それが適切かどうかという、適切ではないのかもしれませんが、違法とまでは言えないということでございます。ただ、受託者の了解があれば、それは指示として効力が生じますので、それは相手方、当事者間との問題ということになるかと思えます。

それからあと、1 回、2 回、それがあと常態化していったらどうなのかということでございますが、これにつきましては、当事者間との契約に反しているということになりますので、1 回であっても複数回であっても適当ではないとは思いますが、重ねて申しますけれども、違法、不当という行為にはなりません。ただ、常態化しているということになれば、それは問題が生じるものと思っております。

(「そこが明確でないんだ」と呼ぶ者あり)

○齊藤委員

まだ明確ではないのですが、法文上でまた伺いますけれども、その業務担当員以外の者、例えば市長が現場で指示を行うと。業務担当員を経由しない指示であれば、業務主任に対しての指示であったとしても、それこそ効力を生じない指示、無効な指示ということになるおそれは十分にあるということによろしいのですよね。

○(総務) 総務課長

今の委員からお話がありましたとおり、当事者間のこれ問題でございますので、相手方がそれを了としなければ、無効になる可能性もあるということでございます。

○齊藤委員

このことに関しては最後ですけれども、1 回ぐらいというか、1 回の現場でのそういう指示に当たるような行為のみで、その労働者派遣法上の偽装を立証するというのは、それは確かに難しいことであるかもしれないのですが、そのような指揮命令に類する行為が恒常化して行われたという場合、それはいわゆる契約上の不履行、当事者間の契約上の不履行の問題にとどまらず、労働者派遣法上においても抵触するという理解でよろしいかという点についてお答えいただきたい。

○(総務) 総務課長

今のお話ございました、現場の作業員に指示をしていることが恒常的ということになれば、それはお話のとおり労働者派遣法に抵触するおそれがあるということになるかと思えます。

○齊藤委員

それでは、次の質問に移ります。

◎総合計画審議会委員の構成について

議案第 24 号に関連して、総合計画審議会の委員について、市議会議員を加えなかったという問題について伺います。

議案第24号、条例が提出されております。さらに、総合計画の策定関係経費ということで280万円の予算も計上されています。

まず、執行機関の附属機関である審議会において、市議会議員が委嘱をされている、現行、委嘱をされているのは幾つあって、延べ人数は何名かという部分をお答えください。

○(総務)総務課長

今のお話でございますけれども、現在、休止中の総合計画審議会を除きまして9機関となっております。

また、延べ人数で23人ということになってございます。

○斉藤委員

それぞれの審議会に市議会議員が加えられている、その理由の主なものをお示してください。

○(総務)総務課長

まず、都市計画審議会、これにつきましては政令で義務づけをされておりますので、議会選出の委員がいるということになります。その他、いろいろ各審議会等の審議会の中で設置の理由とかがございますので、そこまで把握をしておりませんが、それぞれの理由のもとに議選の委員があるということで理解してございます。

○斉藤委員

それぞれの理由だけはわからないのですが、主なもので結構ですけれども、それぞれの理由を説明していただきたいと思います。

○(総務)総務課長

申しわけございません。それぞれの理由までは申せませんが、各分野における知見など、有識者としての御参加いただいているのかなというふうに考えてございます。

○斉藤委員

それでは、その現行の総合計画、今、休止中ですけれども、総合計画審議会条例で市議会議員が加えられている理由についてお示してください。

○(総務)企画政策室品川主幹

当時の明確な判断根拠というのは不明ですけれども、昭和41年に国から示されました市町村計画策定方法研究報告というのがありまして、こちらが総合計画のいわゆるガイドライン的なものであったのですが、この中で議会の総合計画へのかかわり方の例としまして、審議会への議員の参加というものが挙げられていたこと、また、当時、多くの自治体で議員の有する市政への知見などが審議会へ参画することの妥当性として認知されていたためと推測いたします。

○斉藤委員

その当時から、そういう妥当性が認められてきたということのようですが、今回の改正案において市議会議員を加えなかったと、あえて加えなかった理由についてお示しいただきたいと思います。

○(総務)企画政策室品川主幹

新たな総合計画を策定するに当たりまして、改めて策定体制について検討したところ、道内主要都市10市のうち、議員が総合計画審議会の委員となっているのは本市のみであるという現状、これも踏まえまして、執行機関の附属機関である審議会に議員が加わることは適当ではないとする行政実例、この考え方に沿った取り扱いとすべきだと、そのように考えて提案したものでございます。

○斉藤委員

他都市の例と執行機関の附属機関という二つの理由ということですが、その適当ではないという、昭和28年ですか、非常に古い行政実例の考え方という、この根拠についてはお示しいただけますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

その考え方でございますが、まず議会は、地方公共団体の意思決定機関であります。そして、執行機関は、その決定された意思を実現する機関と位置づけられまして、このような理解のもとで、附属機関があくまで執行機関の附属機関であり、その機能が執行機能の一部であるというふうと考えられることから、附属機関に意思決定機関たる議会の構成員である議員が加わることは適当ではないと、そのような考え方でございます。

○斉藤委員

一面、理屈が通っているようにも聞こえるのですが、道内10都市で小樽市のみといたしますけれども、他都市が市議会議員を加えていない理由、根拠はどういうものかと、その行政実例云々なのかどうなのか。それから、いわゆる昭和28年の行政実例というものが、その考え方が本当に絶対的なものなのか。現実問題、そうはいつでも、現実に今までいろいろな審議会に、今でも、9機関23人という形で市議会議員が執行機関の附属機関である審議会で委員として委嘱されているわけです。現実があるわけですが、いわゆる行政実例なるものが本当にそういう錦の御旗みたいになるものなのかというところを、もう一回お答えいただきたいと思います。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、道内他都市において、現状、議員が附属機関の委員となっていないという理由につきましては、現在、なっていないことの理由というのを把握するのなかなか難しいのですけれども、その行政実例の考え方というのが根本にあると思われまます。

なお、参考としまして、函館市においては、附属機関等の設置に関する要領というのを定めているのですけれども、その中にはその旨の記載が、行政実例の考え方と同様の記載がございます。

次に、行政実例の考え方が絶対のものかということでございますけれども、これは違法なものではありませんので、あくまで絶対というものではございません。ただし、今回、総合計画を新たに策定するに当たって、改めてその考え方を検討したところ、やはり二元代表制のそれぞれの役割というものもございますので、改めてその原則論に立つべきだという考えに至ったものでございます。

○斉藤委員

中身に入って、要するに基本構想は議決事項だから、それは議決において議員は議会でかかわるといのはわかりますよ。だけれども、その前段、いろいろな計画策定にかかわるいろいろな議論の中に、では市議会議員は、その前段のいろいろな議論の段階から市議会議員が加わるということは必要ないのかと、そういう考え方は当然あるわけで、そこを要らないのだというふうになってしまうというのは、少々問題ではないかと思うのですよ。

他の議会のことは、理由は難しいということだったのですが、総合計画以外の部分での議会議員の審議会への参加というのは、他都市においてはどうかのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

他都市の状況全体というのは把握し切れませんが、先ほど申し上げた函館市のほかに、札幌市も同じような要綱を定めておりまして、この中で法令に規定があるもの以外は、原則、議員を附属機関の委員とはしないという記載がございますので、まずこの2市については、法定の者以外は入っていないと思われまます。その他のものについても、改めて重立ったところを確認したところでは議員が入っているというものは確認できませんでしたので、ゼロかどうかというのはわかりませんが、少なくとも少数派であるということは言えるかと思われまます。

○斉藤委員

函館市と札幌市では、そういう明確な条例があるということでしたけれども、具体的な中身、先ほど言いましたような具体的な議員の参加ということが合理的な理由がある場合には、必ずしもその行政実例に縛られるというか、拘泥する必要はないのではないかというのが一つあります。

それと、市議を加えても、市民参加の拡充というのがある意味、一方で求められていると、そのことと市議を加

えるということと、必ずしも矛盾しないのではないかと。要するに、市民参加を拡充しながら、しかも市議会議員の意見も取り入れていくよということもあり得るのではないかと思いますのですけれども、そこについてはどうですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

今回の条例案につきましては、確かに委員がおっしゃるとおり、市民参加、これも明確化するために委員構成の中に市民参加ということを確認してございますが、議員の皆様は加えなかったという理由につきましては、あくまで市民参加拡充のかわりに加えなかったということではなくて、あくまで二元代表制における執行機関と議員の関係性、これについての行政実例にある原則論、これに沿って加えなかったというものでありまして、やはり議員の皆様の見解も必要ではないかということも確かにそのとおりでありまして、それにつきましては、審議会ではなくて、あくまで議員の皆様におかれましては、議会という議論の場がありますので、その中で、こちらとしても、議案の以前にも進捗状況など、できるだけまめに報告していきたいと考えておりますので、その中で御意見をいただきたいと考えております。

○齊藤委員

この審議会の委員への市議の就任の見直しということは、本来であれば全体論議というか、全体的に論議が進められるべきであって、それとの整合性のもとで総合計画審議会についても論ずることが本来の姿だと思うのです。総合計画審議会についてだけ先に取り出してしまっていて議論して、後から全体的な議論をするということになると、手戻りというか、議論したこともう一回、後から蒸し返すみたいな話になって非常に都合が悪いといえますか、いわゆるスケジュールに引っ張られて、その順序が逆転するがために、本来のしっかりした議論ができないというのが一番問題ではないかと思うのです。非常に、今、平成28年第4回定例会がああいうことになったということもあるけれども、それにしても、その順序逆転という、これは後から非常に禍根を残すといえますか、そういうことになりかねないので、この議案第24号というのは一旦取り下げて、第2回定例会とかに出し直すというふう考えたほうが正解ではないかなというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室長

まず、全体論議をとのことでございますけれども、確かに委員がおっしゃるようなお考えもあると思いますが、現状といたしましては、なかなか時間的な問題ですとか、全体論議進めることが難しいような状況もあると感じておりますし、担当部局といたしましては、総合計画の予定、スケジュールといたしまして、ことしの秋に審議会を立ち上げるということで、それに向けまして委員選任の準備作業などがございます。また、先ほど委員からございましたように、今定例会に関連予算も提出させていただいているということも合わせまして、条例案も、このたび合わせて一緒に提案させていただいたということがございます。

また、本市には約50の附属機関がございますけれども、委員の議員選出条例を定めているものが、総合計画の審議会含めまして10機関という状況でございます。平成27年第1回定例会におきましては、本条例案と同様に行政実例の原則論、それから他都市の状況等を考慮いたしまして見直し改善を行ったという先例もございます。ということで、これまでも個々に判断してきたという経過がございます。

いずれにいたしましても、議会には都度、進捗状況など、情報提供させていただきまして、御意見をいただいきたいと、そういう機会を設けてまいりたいと考えておりますので、今回このような形で提案をさせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○総務部長

今、委員からおっしゃられていること、そういう考え方は当然あると思っております。

ただ、大きく分けて二通り考え方があると思ってございまして、一つは、大枠を決めて、その中で進めていくという、今、委員からの御提案でございますけれども、そのほかに、下から順に積み上げてきて、そして確実に目指すところに向かっていくという考え方と、大きく二つあると思ってございまして、今回、我々が進めてまいりたい

と考えておりますのは、今、後者でございます。それで、いろいろなものを確実に積み上げていって、そして最終的なゴールについては、当然のことながら、一定の期日までに目指していくという形で考えてございますので、我々の考え方としましては、今、企画政策室長からもお話ししましたが、そういったような事情がございまして、できれば下から積み上げていくという方式で進めてまいりたいと考えているということでございます。

○齊藤委員

やはり細部を固めて全体へという考え方をするには、この今回の総合計画審議会というのは、非常に大きい審議会というか、小樽市の長期の根本の計画にかかわる審議会でするので、そういったところを個別先出しをするという、先に議論してということには、まず大枠をしっかり固めてからというのが本来の順序であろうというふうに考えています。

◎防災行政無線の同報系の策定整備事業について

次の質問に移りますが、防災行政無線の同報系の策定整備事業費ということで、1,200万円計上されています。調査及び基本計画の策定ということで、内容をまずお示しいただきたいと思います。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

同報系の防災行政無線のことでございますけれども、まず今回の同報系防災行政無線ですが、津波と高潮の災害時における避難情報伝達の迅速性と確実性の向上、こういったものを図るために、いわゆるスピーカーを沿岸地域に整備するというようなことをする上で、必要な調査、基本設計ということでございまして、その中身なのでございますけれども、基本設計といたしましては、本市の諸条件に最も適した無線伝達方式ですとか、音響設備の仕様について比較検討を行いまして、導入に当たっての基本的な配置ですとか、設備内容、そういったものを設計するものでございます。

また、調査というような部分ですけれども、比較検討ですとか、基本設計の策定に当たりまして、電波の届きぐあいですとか、音の届きぐあい、そういったものを実際に試験しながら確認をしていくというような調査を実施するというものでございます。

○齊藤委員

同報系と移動系、またテレメーター系とかというのがいろいろあるようですが、それぞれについて特徴と概略をお聞かせください。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

防災行政無線の種類と申しますか、区分けでございまして、まず、今回、本市が導入するということを検討しておりますものですが、同報系ということでございまして、基本的には住民の方などに一斉放送をする設備ということでございます。

次、移動系と言われる無線ですけれども、これはトランシーバーのように個別に通話することを主たる目的としたしまして、持ち運びが可能な無線というような概要でございまして。

また、テレメーター系というものでございまして、これにつきましては、雨量ですとか、水位、そういった観測所と申しますか、観測するような場所からのデータ収集と申しますか、そのために使用される無線ということになってございます。

○齊藤委員

調査は、まずいろいろどういふものが必要か、適切かということ調べるのは第一に必要ですが、実際に導入ということになると、初期費用、インシャルコスト、また継続的にランニングコスト、これらはどのぐらいとおおよそ考えられていますか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

インシャルコスト、ランニングコストでございまして、今回の設計によりまして、そのスタイルと申しま

すか、そういうのを見きわめるということで目的としてございますところから、今回の基本設計なりが終わってからの算出というところになるのでございますが、現時点では、精度の高いコストの算出ということではないですけども、標準的な、あくまでも、小樽みたいに起伏があったりとかというところではなくて、標準的な設備で当てはめるとということでは、一定の算出はしてございまして、その中におきましては、おおむねイニシャルコスト、設置費では 2 から 3 億円程度の設備費となるのではないかと、ランニングコストは、維持管理の委託といたしますか、専門的な設備がございますので、そこら辺の管理委託なども含めまして、5 から 600 万円程度を、今、必要になるのではないかとということで押さえてございます。

○齊藤委員

既に導入をされた自治体で、最近何かいろいろ問題点が指摘をされていると。これが全部小樽に当てはまる話ではないのですが、まず基本的なことは、聞こえる範囲に限られると、何百メートルという、その範囲しか聞こえないと。特に小樽みたいこういう山坂が多い場合には、聞こえる範囲もそれに遮られるということがあるのですけれども、電波が不安定になると。さらに何か不必要な見守りとか、啓発とか、いろいろな放送がされて、本当に危険を知らせるといよりも、何か付随的な放送が多くて騒音になると。

それから、万が一こんなことあってはならないのですが、メーカーと業者との癒着というか、そういう利権の問題も発生したところがあるみたいです。そういったことについて、本市ではどのような考えを持っておられるか。

○（総務）災害対策室佐藤主幹

最初に、聞こえる範囲、届く範囲などのお話があったと思いますけれども、やはり小樽市におきましては、今お話ありましたように、地形の問題、山坂の問題ということで、当然、今の状況では電波が届かないだとか、音につきましても遮られて聞こえない。では、当初の設計といたしますか、このぐらいの範囲聞こえますよというところが、そういった障害物によって聞こえないというようなことが十分想定されますので、先ほど申しましたけれども、その調査の中で、個別具体的に電波を飛ばす実験をやってみて、それで音が聞こえるかどうか音響のテスト、そういったこともやりまして、今、想定しております津波と高潮の危険警戒区域があるのですが、そちらの範囲には届くようなことを、その試験なりによって確認をした上で設置ということで、もう設置された暁には聞こえないことがないような形を目指していきたいと思っております。

それから、不必要な放送というようなお話がございましたけれども、いわゆるスピーカーのそばのお宅の騒音対策というようなことなのかかわからないのですが、国の環境サイドからも、やはり今のお話のようなことがございまして、公共の目的であっても、周辺の静穏を害さないよう努める責務があり、緊急のあるもの以外については、拡声器放送以外の手段を用いるなど、情報伝達の方法について考慮しなければならないということが一応指示されてございますので、そういったことに配慮していくのは当然かなと思っております、つまりは平常時におきましては、地域の防災訓練ですとか、あと試験放送、そういったもの以外についての一般行政サービスの放送というのは、なかなか行わないとか、そういうような形で使われていくというふうに考えてございます。

それから最後に、メーカーとの利権というようなお話がございましたけれども、利権といたしますと、利益を占有する権利というようなことが言われていまして、業者と公的な機関などが結託している権益と言われているようございまして、当然そのようなことがないように、適切に発注がなされるようにしていくということで考えておりまして、具体的にいたしますと、当然メーカー指定になるような、そういったようなことのないように、我々としては、同報系の防災無線の必要な機能といたしますか、そういったものを満足するようにということの仕様書の作成によりまして、メーカー指定とならないような形で進めていきたいというふうに考えてございます。

○松田委員

最初に、先日、一般質問させていただいた中から何点か確認と、また新しいお伺いしたいことを質問させていた

だきます。

◎津波のハザードマップについて

今、防災について斉藤委員から質問がありましたので、先に防災について伺います。

最初に、ハザードマップで、今回、新たに暗渠の設置場所を示したハザードマップをつくるということでありましたけれども、暗渠の設置場所を示したハザードマップを作成している自治体はほかにあるのかどうか、そしてこのハザードマップをつくる、暗渠の設置場所を示したハザードマップを、前回のおたるWAKI・あい・あいトークのときに市民の方から暗渠のことについて質問がありましたので、それに基づいてつくるようにしたのかどうか、その点についてお聞かせ願います。

○（総務）災害対策室半田主幹

まず、津波のハザードマップにほかの自治体でも暗渠を掲載している事例があるかということにつきましては、申しわけありません、我々のほうでは把握しておりません。

次に、おたるWAKI・あい・あいトークの市民の声を受けて、暗渠を津波のハザードマップに記載することになったのかということにつきましては、いただいた御意見を踏まえ、過去の事例を調べましたところ、平成22年に発生したチリ沖地震の際に津波が襲来した宮城県気仙沼市で護岸からの遡上よりも先に排水路からの内水氾濫が発生していた事例がございまして、浸水被害や避難路の喪失のおそれについて指摘されていたことがわかりました。これを踏まえまして、29年に見直しを予定しておりますハザードマップに記載するという予定にしております。

○松田委員

今後、ハザードマップの更新はどのようなタイミングで行う予定なのか、その点についてお聞かせください。

○（総務）災害対策室半田主幹

津波のハザードマップの更新の時期ですが、このたびの津波のハザードマップの見直しは、東日本大震災を踏まえて、平成23年12月に制定された津波防災地域づくりに関する法律に基づき、北海道が新たな日本海沿岸の津波浸水想定を設定し、浸水深と浸水区域を公表したことを受けて、ハザードマップを見直すこととしたものであります。

もし、また新たな知見が示され、この法令に基づく浸水想定が公表されることがありましたら、その際にはまたハザードマップを見直していきたいと考えております。

○松田委員

2月16日に地域防災会議を開催したと聞いていますが、どのような意見が出されたのか、その概要についてお聞かせください。

○（総務）災害対策室半田主幹

2月16日に開催いたしました小樽市地域防災会議においては、年1回、地域防災計画の修正をしております。委員からは特に御意見はございませんでしたが、その修正の内容、その概要についてですけれども、避難情報の名称の変更、避難勧告等の判断伝達前にある水害編の追加などを行っております。

このほかに、熊本地震を踏まえまして、避難所が避難者に対する対応について規定したほか、災害対策本部の設置場所につきましては、市長応接室から消防庁舎講堂に変更しております。

そのほか、土砂災害警戒区域等の新たな指定に伴う危険箇所一覧表の修正を行っております。

○松田委員

今後も安心・安全のために御努力をお願いしたいと思います。

◎職場環境問題について

次に、職場環境問題ですけれども、時間外勤務が顕著に増加した理由の中に、技術職員の欠員が挙げられています。今、小樽市では、過去に市職員の採用を控えていた時期もあり、職員の年齢構成にいびつが生じていると思われるのですが、職員を配置するについての支障はないのかどうか、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

○(総務)職員課長

今、御指摘いただきましたとおり、職員の年齢構成に相当いびつといたしますか、そういう状態が出ているのは事実でございます。実際に、人員配置ということで、役職者、特にですけれども、昇任者の関係で非常に支障を来している現状はあると認識しております。

○松田委員

それで、先回、年間最高時間外勤務時間数を聞いたところ、平成26年度は880時間、27年度は1,029時間というふうになっています。それで、今年度も残すところあとわずかですので、現在で、28年度の最高時間数はどのようになっているのか、この点についてお聞かせください。

○職員課長

大変申しわけございません。時間外の時間数につきましては、年度が終わってからの調査をかけているものですから、現時点で平成28年度の実績については把握してございません。

○松田委員

それで、平成26年度と27年度の年間最高時間勤務をした方は、それは事務職なのか、技術職か、その職種についてお聞かせください。

○職員課長

技術職ということでございます。

○松田委員

では、同じ職種ということであれば、その最高時間外勤務数をしたところは、同一職場ということになりますでしょうか。

○職員課長

同一でございます。

○松田委員

この職場は、恒常的に時間勤務数が多いところなのか、それとも繁忙期がある職場なのか、この点についてはいかがでしょうか。

○職員課長

済みません。職場の業務実態自体は私のほうで把握はできておりませんが、この時間数を考えますと、恒常的ということで考えられると思います。

○松田委員

ちなみに、今、政府は、残業時間の上限を720時間、月平均60時間に案で検討していますが、小樽市として、この720時間、月平均60時間に該当する方はいるかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○職員課長

正確な数は把握してございませんけれども、該当している職員は複数名いるというふうには認識しています。

○松田委員

この間聞きましたとおり、水曜日がノー残業デー、また土日、そして祝日を除くと、単純に計算すると、年間の勤務実数は200日、そうするとこの1,029時間やった方というのは、1日5時間以上残業して、また毎日10時過ぎまで勤務していることとなります。月平均すると、80時間を超えていることとなります。この間聞いたときに、年間時間外勤務数が1人当たりが80時間ということを知りましたので、この方の時間数というのは異常であると思うのですが、小樽市は三六協定を結んでいないので、上限は明示されていませんけれども、私が調べたところ、過労死の労災認定基準は1カ月100時間、2から6カ月平均にすると80時間となっています。こういうふうになると、この方の時間外から見てどのように認識されているのか、この点についていかがでしょうか。

○職員課長

年間のということですので、通常の勤務時間で割り返すとしますと、分母は244日ぐらいになるのかなというふうには思います。ただ、それで割り返したとしましても、相当数の時間外勤務ということになりますので、単純に残業ということではなくて、土日なり祝日勤務も含んだ時間数になっていると思いますけれども、いずれにいたしましても、時間数としては非常に多いということで、これはやはり縮減を図っていかなければならないということは認識しているところでございます。

○松田委員

それで、今、小樽市では健康増進休暇というのを設けていると聞いています。この健康増進休暇について、この制度ができた経緯についてお聞かせ願いたいと思います。

○職員課長

基本的には国の制度に準じて制度化しているということがございますので、国では、夏季休暇というのが、平成3年1月1日から特別休暇の一つということで制度化されてございます。

小樽市で決めているのが、小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則という中の別表で、特別休暇で定めているのですが、現行の規則が7年に全部改正しておりますので、3年当時のものではないのですが、7年の規則制定時には既に夏季休暇と名称で制度化されているところでございます。

18年4月から、夏季休暇という名称を健康増進休暇という現在の名称に変えておまして、そのときから通年で取得が可能という状況になってございます。

○松田委員

これについては、とにかく今、健康増進休暇があるということですが、この方々が本当に健康増進休暇をとれているのかどうかというのは、少々心配な部分があります。

それで、もう一点、最後にお聞きしますが、先般、私が一般質問で管理職についても負担を強いられているということで大丈夫だろうか、その認識をお聞きしましたところ、そのときには確かに大変かもわからないけれども、皆さんは行政のプロフェッショナルとして誇りと使命感を持って取り組んでいけるものとして期待しているというふうに市長は答弁されておりました。

私としては、やはりこの使命感を押しつけるのは、いかがなものかと思うわけです。それで、確かに管理職の方も大変かもわかりませんが、その管理職の方が議会資料をつくるにしても、一般職の方についても一生懸命やっているわけです。それで、この使命感という部分について、この間は、市長からお聞きしましたが、最後に、総務部長としてこの市長答弁についてどのように感じるのか、使命感ということを押しつけるということにはならないのかどうか、この点について総務部長からお聞きして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○総務部長

本答弁で市長からお答えさせていただいた内容は、実は人材育成基本方針の中に五つほど、目指すべき職員像というのを掲げてございます。その中に、実は、五つ、倫理観、使命感という言葉ですとか、あるいは市民の目線ですとか、それから行政のプロフェッショナル、さらにはチャレンジ精神、それとコスト意識、スピード感といったような五つの大きく分けて目指すべき職員像が掲げられております。この中の特に二つ引用させていただきまして、行政のプロフェッショナルということと、それから倫理観、使命感を持った職員ということでお答えさせていただいておりますので、内容をごらんいただければ、それぞれ説明が入っておりますけれども、決してこの言葉で職員に何かを押しつけようとかということではなくて、まさに目指すべき職員像というのを念頭に置いて、仕事をしていただきたいということでお答えさせていただいておりますので、その点で御理解いただければというふうに思います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

(説明員入退室)

○委員長

共産党に移します。

○小貫委員

◎新・市民プールについて

最初に、新・市民プールの関係についてお聞きしたいと思います。

代表質問でも取り上げましたけれども、結局、複合施設ということで、今、市の方針としてはあります。そうすると、現在ある施設と複合化ということになるのですが、プールのほうは、今行っている公共施設総合管理計画の対象にはならないけれども、合体するほうの施設は個別施設政策が必要になるということでもまずいいでしょうか。

○(総務)企画政策室品川主幹

既存の施設につきましては、長期にわたって適切な維持・管理を行うために、今後、個別施設計画の策定は進めてまいります。タイミングの問題としましては、まず交付税措置なり、そういった財源を使う場合には個別施設計画の策定が必要ですが、そういったものを特に考慮しないという場合には個別施設計画の策定を待たずに動くということも可能でございます。

○小貫委員

そういうことになると、この時期が余り縛られない部分というのがあると思うのですが、複合相手、プールの相手方というのはいつまでに示す予定なのか、示してください。

○(総務)企画政策室品川主幹

まず、今後プールにつきまして、新年度に予定しております調査事業、こちらにおいてどのような施設との複合が考えられるのか、そういった検討を進めるとともに、既存の施設につきましては、それぞれ今後のあり方を検討していく中で複合相手というものも絞られてくると考えておりますが、時期については、現時点では明確にお示しすることはできません。

○小貫委員

調査を、新年度予算がついているのですが、既に調査も行っているわけですが、この事例でランニングコストの関係というのは調査していると思うのですが、今、中心部につくってほしいという大きな要望がある中で、交通環境とか、小樽市の場合、標高なんかも関係するのですが、そういった立地条件についてはどのような調査を行っているのでしょうか。

○(教育)生涯スポーツ課長

立地条件についての調査でございますけれども、プールの施設建設に当たっては一定の面積が必要なものと考えております。また、同時に市民の皆様が利用しやすい市内中心部であることが望ましいと考えております。特に新・市民プールの御利用される皆様については、子供や高齢者も多く、駐車場を確保することはもとより、公共交通機関につきましても、利便性の高い場所が望ましいと考えております。立地条件につきましては、こうした面積要件を満たすこと、また市内中心部で、市民の皆様にとって利用しやすい、利便性の高い場所との観点から、市内12カ所について調査をしてくれているところでございます。

○小貫委員

市内の候補地の調査ではなくて、他都市の事例で、他都市のプールがランニングコストでどのぐらいの赤字なの

か、黒字なのかということは調査していると思うのですが、他都市の場合もどういった立地で建っているのか、公共交通はどうかということは調査しているのですかという意味だったのです。

○（教育）生涯スポーツ課長

他都市の市民プールにおきましても、やはり同様に、公共交通機関と利便性の高い場所に立地しているというふうに考えております。

○小貫委員

そうしたら、その立地条件も含めて他都市も調査しているということで、今の答弁だといえると思うのですが、具体的に、今、要はランニングコストで比較的優位に立っているところというのは、交通機関の関係というのはどうなのですか、そこの関連性というのは、調査結果では。

○（教育）生涯スポーツ課長

ランニングコストというのは、そういったプールを維持していくランニングコストということ……

（「収入との関係も含めて。収支」と呼ぶ者あり）

収支につきましても、当然、市民プールの利用が多ければ収入は多くなりますけれども、基本的には、このランニングコストにつきましては、他都市におきましてもなかなか収支、ランニングコストという面で収入のバランスというのがなかなか均衡を保つとか、そういうのは難しいし、もともと市民プール、社会体育施設というのは、そういう施設だと認識しております。

○小貫委員

今、コストから言いましたけれども、利用状況からしてみたら、私が過去質問している中で、結局、不便なところに建ったら余り意味がないのではないかと質問を何度かしていると思うのですが、そういう中で利用者増ということを考えると、その、今既に調査したところと、今言った公共施設との関係、公共交通との関係というのは、どうでしょうか、関係性がやはりあるということによろしいのでしょうか。

○（教育）生涯スポーツ課長

公共交通機関があることによって、直接的に利用者がどれぐらいの増減があるかにつきましては、そこまでは把握し切れていないところでありまして、いずれにしても公共交通機関と利便性が高ければ、利用者の皆さんがふえるという考え方をしているところです。

○小貫委員

それで、代表質問の答弁では、新・市民プールの建設については、今は示せないのだと、方向性が固まったときに示すのだという話でしたけれども。森井市長の任期中に方向性を示しますということでした。なおかつ、それでも新年度中に基本設計はできないのだと。市長任期最後の平成30年度に、基本設計、実施設計までは行くということではないのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

先ほども申し上げましたとおり、複合施設を含めたプールの建設形態ですとか、そういった交通なども考慮した建設場所、また、その複合とする場合、どの施設と複合化すべきか、などなど検討課題まだございますので、現時点では、平成30年度に設計を行うというところまでは断言はできないのですが、できるだけ早く道筋をつけられるように取り組んでまいりたいと考えております。

○小貫委員

それで、いまいはっきりしないことが、この間、答弁で続いているのですが、私たちは来年度中に設計をやってほしいと、そういう提案をしました。ただ、それができないということなので、それならば建設を求めている利用者からしてみたら、今までの市長も本当に建設するとは言っていたのですよ。市長の今の建設するという言葉をどこまで信じたらいいのだという話に今なっていて、話というか、思いがあって、山田市長も、結局、プー

ルを潰すときに、潰すと本人は言いませんけれども、潰すときに、いや、もう急いで新しいのをつくりますと、今ある総合計画に盛り込まれたわけです。だから、市長の頭の中では、今、いつまでにどこまで示すのかと。設計なのか、建設なのか、それとも場所の確定なのか、ここをやはり明言していただきたいと思うのですが、可能な範囲でぜひお願いいたします。

○市長

今、担当主幹からもお話をさせていただいたところでございますけれども、今までお話しさせていただいているように、やはり方向性がしっかり定まって、それに基づき建設形態が見えたときに場所が確定をし、基本設計に入れるだろうというふうに思っているところでございます。

私自身といたしましても、やはりその道筋を一日も早くお伝えをしたい、その思いで、今、市役所内において検討に入っているところでございますので、まだそれをはっきりと来年度に基本設計を必ずというところまで至るかどうかというのは、これからの部分もありますので、この場で断言はできませんけれども、そのようになれるように私としては努力をしてみたい、このように考えているところでございます。

○小貫委員

◎小樽市総合計画について

プールは終わりにいたしまして、同じ担当である総合計画に行きたいと思えます。

斉藤陽一良委員からもありましたが、まず総合計画の策定ですけれども、小樽市の過去 6 回、総合計画をつくっていますが、これについて、まず策定年度、それぞれいつなのか、示してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、初めの小樽市総合計画が昭和42年度に策定、そして第2次小樽市総合計画が48年度策定、第3次小樽市総合計画が54年度策定、第4次となります小樽市新総合計画が63年度、実際には元号変わって平成元年となっておりますけれども。続いて、第5次となる総合計画「市民と歩む21世紀プラン」が9年度、現行の第6次小樽市総合計画が20年度策定でございます。

○小貫委員

それぞれがどのように策定されたのか、基本構想の議決の経過や会議の回数などを示してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

現在、把握しているのが、第4次以降ということなので、この範囲で申し上げさせていただきます。

第4次の小樽市新総合計画につきましては、基本構想について、まず審議会、全体会議、分科会、合わせて延べ26回、この会議を経て昭和63年10月5日に議決です。基本計画につきましては延べ23回の審議会での会議を経て、平成元年3月に策定しております。

続きまして、第5次の21世紀プランにつきましては、基本構想について延べ19回の審議会での会議を経て、9年7月4日に議決、基本計画は延べ14回の審議会での会議を経て策定し、10年3月20日に議会報告しております。

現行の第6次小樽市総合計画につきましては、基本構想について延べ24回の審議会での会議を経まして、20年10月2日に議決、基本計画は延べ7回の審議会での会議を経て策定しまして、21年3月13日に議会報告しております。

○小貫委員

まず、第6次から、基本構想について、分科会を含めて24回という、今、答弁でしたけれども、まず議決に至るところの部分で、議会にいろいろ提案したのは、どのぐらいの回数ですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

議会に提案しましたのは、基本構想の議案としては平成20年の第3回定例会ということになっております。正確な日付につきましては、申しわけありません、手元の資料で把握しておりません。

○小貫委員

それで、そもそも基本構想が議決だというふうに義務づけられた経過について説明してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

その歴史的な経過としましては、昭和35年ごろから、1960年ごろから、経済の高度成長を背景として、市町村において地域開発への関心が高まってきました。そして、総合開発計画といった性格の計画が策定され始めたという経過がございます。こうした中で、41年に、国から新たな市町村計画のあり方として、市町村計画の策定方法に関する研究報告書というものが示されまして、この中で基本構想などの計画の体系が示されたところです。そして、この研究報告の内容を基礎として、44年の地方自治法改正により、市町村は議会の議決を経て基本構想を定めるという規定が設けられたところがございます。

○小貫委員

それで、地方自治法には、今、昭和44年に定められたということで、基本構想の議決ということしか位置づけられていなかったのですが、基本構想、基本計画、実施計画という枠組みが、大体の自治体でとっている枠組みなのですが、これはどこから出てきたものでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

先ほど申し上げました研究報告の中で、あるべき市町村計画の原形として基本構想、基本計画、実施計画という三層構造の体系が示されてまして、昭和44年の地方自治法改正で、その最上位に位置する基本構想の策定が法的に義務づけられたということもありまして、多くの市町村がこの研究報告の計画体系に沿って総合計画を策定することとなり、本市も同様であったと考えられます。

○小貫委員

今、そういう枠組みができた経過の説明ありましたけれども、今回、提案されている条例案には、総合計画は基本構想と基本計画、このようになっているのですが、実施計画の定めというのはないのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

次期総合計画では、実施計画といったものは定めずに、施策の展開方向や目標を示す機能に重点を置いて、基本構想と基本計画、この二層構造に再編することとしております。

○小貫委員

それで、先ほど齊藤委員へのやりとりでは、昭和28年に行政実例が出たけれども、その後、先ほど言った41年の報告があつて、議員が審議会に加えられたと。

小樽市の場合は、審議会委員条例が昭和52年制定となっているわけですが、それでこの審議会への諮問というのが、結局、議決事項ではない基本計画があるのだということで、代表質問の再質問で取り上げましたけれども、そう言ったら総務部長は、道内の主要都市でも議員が入っているところはないのだと言って答弁がありました。

今、主要都市で、基本計画を審議会に諮っている都市と諮っていない都市、それぞれ具体的に述べてください。

○（総務）企画政策室品川主幹

申しわけございません。基本計画をどこまで、基本計画について審議会の諮問というのは、詳細を把握しておりませんが、道内主要10市の中で、ほとんどのところが、一部、審議会の条例設置していないところもありますけれども、ほとんどのところで審議会設置しておりますので、基本構想と基本計画、これについても諮問しているものと思われまます。

○小貫委員

ただ、主幹の今の説明は不正確なのです。例えば札幌市の場合は、まちづくり戦略ビジョン審議会条例、これを定めています。ここで、答申事項はまちづくり戦略ビジョン、議決事項も戦略ビジョン、その下の基本計画は一切議決事項にはなっていません。函館市も、基本構想審議会条例となっています。答申事項は基本構想であつて、議

決事項も基本構想だけとなっています。

総務部長が本会議で言ったように、私が言った基本計画は議決事項でないのだからということにかみ合わせると、道内主要都市で、結局、審議会に入っているところがないという答弁は少しずれるのですよ、こういうことから見てみると。こうやって基本構想だけ、答申事項だから、議決事項である基本構想を審議する議員が審議会に入らないというのは、まだ道筋としてはわかるのですよ。

ただ、今回みたいに、小樽市の総合計画は基本構想と基本計画だと、その二つが答申事項で、議決事項が基本構想のみだということになってしまうと、それはやはり個別の自治体の判断に委ねられるだろうということで私は思っています。

そういうことからすると、私が調べた範囲だと、基本計画が基本構想だけだというのが大体明確にわかるのが四つでした。そういうことからしても、これは主要都市全てが議決をする議員を入れてないのだからという理由は成り立たないのではないかと思うのですが、これについていかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

このたび、基本構想を議決事項としたいという提案につきましては、総合計画の基本構想部分、こちらがまちづくりの基本的な方向性、これを市、市民、議会、これで共有したいということで議会の承認もいただくべきだと思います、これは従来からのそういった取り扱いですけれども、それは踏襲すべきだろうということで考えておりますが、それと審議会の委員に議員を加えるかどうか、議員の皆さんを加えるかどうかというのは、また別の問題かと考えております。

（「再質問の答弁で、総務部長が全部に入っていないからという理由で言っているのですよ」と呼ぶ者あり）

○総務部長

私がお答えしたのは、いわゆる議員の皆さんにつきましては議会という場がございますので、そちらに我々も小まめに、丁寧にいろいろな審議経過等を報告させていただいて、議会という場でチェックしていただければいいのかなということでの答えをしたつもりです。

それに当たって、道内主要都市10市の中で、条例を調べて見ますと、その中に市議会議員ということで書かれているところがないということでしたので、そういった意味では主要10市の中ではそういった議員が入っているというのではないですということでお話ししたつもりです。

○小貫委員

やはり行政事例に立ち返ると、行政事例は附属機関であるところに、結局、議決機関である議員が入るのはおかしいということにあると思うのですよ。そういうことからいいますと、私が言っている基本計画も含んだ話ということになってしまうと、それはまた別の話でしょうと。だから、苫小牧市や札幌市、函館市のように、基本構想だけを審議会にかけるといった話だったら、また話は別なのです。ということを私は言っているわけでして、昭和46年11月に当時の基本構想が提案されたときに、これが議会の結局、承認というか、議決を得られないので、その後、48年第1回定例会まで議会は特別委員会を設置して議論してきたという小樽市の経過があります。

ところが、今、主幹が冒頭言ったように、審議会では24回議論したけれども、議会には平成20年第3回定例会に素案なのか、案が出されたということで、やはりそういう点からしてみると、もしこれで議員が含まれないということになったら議会としては、これだけ重要な計画ですから、特別委員会なりなんなりという話にならざるを得ないと。それを今の市長と議会との関係で、果たしてどこまでうまくいくのかということを考えて、私は審議会に議員も加えたほうがいいだろうという提案をさせていただきますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

先ほど申し上げたことと重なりますけれども、議員の皆様におかれましては、やはり議会の場で議論していただ

くというのが本来の姿ではないのかと考えておりますので、その議案とする以前にも、委員会なりで進捗状況を随時報告してまいりたいと考えておりますので、やはりその場で議論していただきたいということでもあります。

○総務部長

今、主幹からお答えしましたけれども、審議会、市の附属機関といった中で、議員の皆さんに何人か入っていたいで協議をいただいて、またさらに議員の皆さんが協議したものがまた議会上がってきて、さらにまたそこでチェックをいただくということになると、なかなか形としてはチェックする側の状況を考えますと、どちらかという、余り一般的ではないのかなという感じもするものですから……

(「基本計画は審議できないでしょう」と呼ぶ者あり)

いや、ですからチェックはもちろん、計画も含めてそういったものは報告させていただきますので、そこでチェックいただくという形になるのが自然な形なのかなというふうに考えてございます。

○小貫委員

議会に今求められているのは、監視機能だけではなくて、提案機能も含めて、今、全国の議会に求められているのです。ということ、一言だけ言わせていただきます。

◎2月9日の市長の除排雪問題について

2月9日の市長の行動についてというのは、順序立ててやるつもりだったのですけれども、結論部分だけ1点聞かせていただきます。

市長は、自民党の濱本議員の代表質問の答弁で、日々研さんしていくのだというふうに答えていましたけれども、市長は、今までこの問題で、2月9日の除排雪の問題で、議会議論を聞いて、今後も、今回の一部の議員の求めに応じて現場に言って、担当部局も乗り越えて、関係する業者に意見を言うことというのをやっていくつもりなのか、控えていきたいということなのか、その辺だけお聞かせください。

○市長

今後においても、時々状況によるのではないかなと思っているところでございます。

このたびは、石田議員からの御連絡でということでありましたけれども、今後において、危険だという状況を小貫委員から連絡いただいたときに、同じような行動をとる可能性も当然起こり得るというふうに思っておりますし、また、今は今後における仮定の話なので、具体的にどうだとは言えませんが、やはりその状況に応じて行動をとることも起こり得るのかなというふうには思っているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

◎議案第56号小樽市職員給与条例の一部を改正する条例案について

まず、議案第56号について質疑いたします。

今回は、条例であり、病院は規程で含んでいると、そして水道は規程で含んでいないというふうに言っています。非常にわかりづらいと思うのですけれども、可能であれば統一したほうがいいと思いますが、どう思いますでしょうか。

○（総務）総務課長

議案第56号を出させていただきまして、そのほかに水道、それから病院の企業会計の分も条例で出してございすけれども、実はこれは設置の経緯といいますか、条例をつくった経緯ということになります。実は水道の条例が先にできておまして、それについては企業会計の企業管理規程に含んだ条例をつくっておりました。ただ、次の病院の条例をつくったときには、その条例を精査した際に、企業管理規程の部分まで含んだ条例というのは必要ではないのかということの精査の上で、病院の条例をつくったという経緯でございます。そのようになっています。少し状況が違うということになるのですが、委員御指摘の統一したほうがいいのではないのかということにつき

ましては、今、特段の支障が生じていることにはなってございませんので、また、そのような問題として何か直し
たほうがいいということになれば、私ども考えて、そこは検討していきたいということで考えてございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、扶養手当の月額改定についてどのように変わるのか、説明をお願いします。

○（総務）職員課長

今回の議案第56号では、平成29年度にどう変わるかということで議案を出させていただいております。29年度の
4月からということになります。配偶者については1万3,000円から1万円に、子供については6,500円から8,000
円に、あと配偶者がいない場合の1人目の子供については1万1,000円から1万円に、同じように配偶者がいない場合の
1人目の父母等につきましても1万1,000円から、これは9,000円にということで、それぞれ月額を改定するとい
うことになってございます。

○酒井（隆裕）委員

子供の部分は上がるけれども、配偶者の部分は下がる改定というふうに私は理解しました。

今回の条例改正、どれだけの職員が影響を受けるのか、調査を行っているのかを伺います。

○（総務）職員課長

実際に平成29年4月の扶養の状況がまだ確定ではございませんので、3月1日現在の職員の数では、一応増額、
減額、どれぐらいなるのかということでは把握はしてございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、上がる職員はそれぞれ何人か、下がる職員は何人か、どのように想定されているのか伺います。

○（総務）職員課長

今回の改正で、3月1日の状況で試算しますと、増額となる職員は287名、減額となる職員が324名、増減、結果
として増減がないという職員が141名ということになってございます。

○酒井（隆裕）委員

配偶者扶養手当が減額されれば、さまざまな理由によって共働きができないという家庭にとっては、実質的な賃
下げになると思います。結局のところ、扶養手当の月額改定だけを見ますと、配偶者のみ、また子供1人だけの
場合は手当が下がると、子供2人以上だと手当が上がると、そういった理解でよろしいかどうか、伺います。

○（総務）職員課長

配偶者のみの場合ですと、3,000円、月額が下がるということになります。配偶者と子供1人ということござい
ますと、1,500円減額ということになります。配偶者1人と子供2人だと、手当額は変わらないということになりま
すので、子供が3人以上になれば増額になるという形になります。

○酒井（隆裕）委員

次に、職員団体に理解を得ているかという問題であります。

議案が分割されました議案第29号につきましては、先議で既に全会一致で採決されたわけでございます。2017年
の実施分である今議案、分割された議案第56号はいかがでしょうか。

○（総務）職員課長

議案第29号のほうが、給料表の改定と勤勉手当の支給率の増等があったわけですがけれども、今回の扶養手当も含
めまして、これは人勧準拠ということで条例案を出したいということで、職員団体には提案させていただいており
まして、それで職員団体からは、全てこれをあわせて一括して妥結をいただいているという状況でございます。

○酒井（隆裕）委員

職員の方々にはそれぞれ、独身の方、それから配偶者のみで子供がいらっしゃらない方、配偶者と子供1人の方、
配偶者と子供2人以上の方、さまざまなライフスタイルであると思います。子供の手当の増額は当然でありますけ

れども、配偶者手当の削減を財源としており、この措置で配偶者手当が減るだけではなくて、子供 1 人の場合には減額となるわけであります。配偶者手当の削減は、私は人事政策として不適切であると考えますけれども、市長の考えを伺います。

○（総務）職員課長

今回の扶養手当の改定というのは、職員給与費については支出はふやさないということを観点としまして、配偶者手当の減を原資として、それを子供の扶養手当の増額に充てるというもので、少子化対策の一環という位置づけということで考えてございます。この考え方は、国の制度に基づいておりますので、人事政策としては適正に行っていると考えているところでございます。

○酒井（隆裕）委員

◎バス通学助成支給対象拡大について

次に、バス通学助成支給対象拡大について伺います。

昨年の第 3 回定例会において、新谷議員が行いました、3 キロメートル未満でも、身体虚弱や障害のある児童・生徒には通学バス代助成を行うべきという質問に対して、教育長は考慮の余地があるというふうに答弁されています。新年度予算でどのように反映されたのか、伺います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

平成 28 年第 3 回定例会において、教育長の答弁の中で、例えば歩いて通えない場合は、特例で考える余地もあるので庁内で議論をしたいという部分を受けまして、教育委員会内部で議論を重ねたところではありますが、その結果、身体に障害を持ち、徒歩による通学が困難な児童・生徒について、通学に要する経費を特例として、通学距離にかかわらず助成するという方向で検討していたところでございますが、結果としては新年度予算には反映されなかったものでございます。

○酒井（隆裕）委員

なぜ新年度予算に反映されなかったのかということなのです。教育委員会どのような考慮を行ったのかどうか、伺います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

まず、身体に障害を持つ児童・生徒に対する通学費助成の現状を申し上げますと、特別支援学級に在籍する場合は、特別支援教育就学奨励費制度によりまして、世帯の収入状況により助成額というのは異なるのですが、通学距離にかかわらず助成しているところです。

一方で、通常学級に在籍する場合は、通学距離が、小学校 2 キロメートル以上、中学校は 3 キロメートル以上でなければ助成されていないという状況があることから、通常学級在籍児童・生徒のうち、具体的には身体障害者手帳を保有して、徒歩による通学が困難な児童・生徒に対しまして、特例として通学距離によらず助成するということを考慮したものでございます。

○酒井（隆裕）委員

そもそも、市長部局にこれ予算要望されていたのかどうかということを確認したいと思います。

○（教育）学校教育支援室成田主幹

今ほど答弁いたしました通学費助成の特例を実施した場合に係る費用につきまして、新年度予算において市長部局と協議をしていたところでございますが、実現はしなかったものでございます。

○酒井（隆裕）委員

それでは、市長に伺いたいと思うのですが、なぜ予算措置されなかったのでしょうか。身体虚弱とか、障害のある、そうした生徒への考慮は、市長は必要ないとお思いでしょうか。お答えください。

○(財政) 財政課長

バス通学助成事業費の拡大の予算要求についてですけれども、通学距離や対象者などの点で、制度設計上、不完全なところと申しますか、疑問の残るところも見受けられましたことから、まずは通学方法の実態について把握してもらって、課題や判断基準などを整理した上で、適切に事業を進めていくことが必要であると考えましたので、当初予算の計上は見送られたものであります。

○酒井(隆裕) 委員

私、市長に聞いているのですよ。今、課題云々の話をしました。それは当然、必要だと思うのですよ。市長として、これはやる気はあるのですか。どうでしょうか。

○市長

先ほど、酒井隆裕委員からの御指摘の中で、そういう身体虚弱への方、障害ある方、児童・生徒への配慮をする気はないのかというような厳しい御指摘のようでしたけれども、私たちといたしましても、それに対する対応はしっかりやっつけていかなければならない、そのように認識はしているところでございます。

しかしながら、その制度をつくるという過程において、今、財政課長からもお話ありましたけれども、不完全な部分、またはその実態の把握等を含めて不明瞭な部分がありますと、それを計上したくてもできないというところがございます。やはり改めてその状況をしっかり把握をしていただき、それによって、また本当に必要な部分が何なのかを確認した中で、その必要な措置が生じれば、それは我々としても行っていくというところでございます。

○酒井(隆裕) 委員

ということは、必要性についてはやはり市長自身もお認めになられているということだと思っております。

先ほど、御答弁あったとおり、不完全な部分や、また実態把握、こうしたことを行えば、新年度予算がつかなくなったのは私はすごく残念だと思いますけれども、次年度以降、当然、こうしたことは盛り込まれるということは、方向性でよろしいのかどうか、確認したい。

○財政部長

今回のこの身障者のバス通学の助成につきましては、話の発端といたしましては、新谷議員から学校の統廃合に絡んで、そういう特例的な部分が認められないか、それがもともと発端だったかと思っております。そういった中で、今回、予算要求はあったのですけれども、そういったことには余り着目されない中で、一般的な障害者に対する通学ということで予算要求があったものですから、もう一度、今回のその障害者に対する通学助成のあり方、そこについてもう一度検討しましょうということで、予算を計上しなかったということでございます。ですから、今後も、来年度に向けては、その辺の考え方を改めて整理いたしまして、予算計上については検討していきたいと思っております。

○酒井(隆裕) 委員

◎マイナンバー制度について

マイナンバー制度についてに移ります。

端的に聞きます。マイナンバーが記載されていない書類の受理を拒否することはないと確認してよろしいでしょうか。

○(総務) 津田主幹

恐らく税の申告を想定して質問をされてるのかと思うのですけれども、市民の皆様からは申告をしていただくこと、これが一番大事でございますので、マイナンバーの記載がないという理由のみをもって書類の受理を拒否するということではございません。

○酒井(隆裕) 委員

次に、住民税特別徴収通知書についてでありますけれども、従業員のマイナンバーを記載して事業主に送付するよう、総務省は通知しているわけでありまして、

本市として、マイナンバー記載はどのようにするつもりなのか、お伺いいたします。

○（財政）市民税課長

特別徴収の税額決定通知書につきましては、毎年 5 月の月上旬に送付しております。

送付に当たりますには、番号法第 19 条により、市から特別徴収義務者に個人番号が提供されることとなっております、その様式につきましては、地方税法施行規則第 2 条の第 3 号様式にて個人番号を記載することとされております。

本市といたしましても、特別徴収税額決定通知書につきましては、個人番号を記載する方向で事務を進めております。

○酒井（隆裕）委員

記載すると言いますがけれども、大きな問題だと思えます。従業員の個人番号が強制的に事業主に提供されて、郵便物の紛失、誤配送などによって個人番号が漏えいする危険性も高まる懸念が指摘されているわけであります。

送付について、簡易書留とする市役所がございますけれども、普通郵便で送付すると、そういう市役所もあるというふうに聞いています。本市として、郵送方法はどのようにするおつもりなのか、お伺いします。

○（財政）市民税課長

郵送方法につきましては、簡易書留で送付する予定であります。

○酒井（隆裕）委員

簡易書留ですということですがけれども、郵送料の負担が増大するのではないかと思います、いかがでしょうか。

○（財政）市民税課長

個人番号の利用事務実施者である市につきましては、番号法第 12 条によって、個人番号の漏えい、そして滅失、または毀損の防止を図っていかなければならないということになっておりまして、それと個人番号の適正な管理のために必要な措置を講じることとされております。

確かに、普通郵便の料金と比較しまして、簡易書留になることによって郵送料は確かにかさみますけれども、本市として情報漏えいのリスクを可能な限り回避するためには、やむを得ないものと考えております。

○酒井（隆裕）委員

受け取るまでに日数を要して、特別徴収義務者、事業者の徴収事務に支障を来すおそれはないのでしょうか。

○（財政）市民税課長

基本的に、特別徴収の税額決定通知書につきましては、先ほど、5 月の月上旬ごろ送付ということとさせていただくのですが、簡易書留の部分につきましては、それぞれの郵便局の局についてから送付という形になりました、おおむねこれについて郵便局にも確認したのですが、7 日間の期間が経過してから、それでも届かなかった場合については、本市に返送されてくるような形になっております。そのような期間などを考えると、返送された部分につきましては、その後、普通郵便という形ではなくて、必ずお客様に送達された記録が残るような形、特定記録郵便などの取り扱いも使うことも検討しまして、そういう形でいけば 5 月 31 日までに、地方税法上で納付書は送達させなければならないというのがありますので、それに間に合うような形で事務は処理していきたいと考えております。

○酒井（隆裕）委員

東京都中野区では、情報漏えい等のリスク、これを理由にいたしまして、通知書にはマイナンバーを記載しない、こうしたことを決めまして、個人番号欄はアスタリスク、米印、そういったもので埋めるか、もしくは空欄で送るということを決めたというふうに聞きました。高知市は、記載しない方向で検討したと。埼玉県草加市でも、番号記載の有無について、改めてそうしたリスクも含めて検討したいというふうにしていきます。

私は、このような事例も検討するべきではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

○（財政）市民税課長

先ほど、特別徴収の税額決定通知書にマイナンバーを記載する際に、番号法及び地方税法施行規則から個人番号を記載する方向で事務を進めているということで御答弁させていただきました。実際に、事務を処理するに当たって、私たちが道内の重立った市とか、あと昨年の年末ごろに、ほかの市ですけれども、道内の大体25市ぐらいに特別徴収の税額決定通知書に個人番号を記載するかどうかということで調査を行っております。私たちが、議員からこのお話をいただいてから、小樽市に隣接する幾つかの市にも確認させていただいたのですが、現状では、いずれの自治体もマイナンバーを記載することとして事務処理を進めていると聞いております。

私たちが、情報漏えいのリスクを可能な限り軽減するためにも、正確な送付先の把握とか、あと実際に個人番号の確認につきましては、実際に給与支払い報告書の提出時期とか、実際にデータの入力時期とか、あと税額決定の時期など、複数階層による多重なチェックとかも考えております。その上で、実際に郵送する場合につきましても、普通郵便という形ではなくて、簡易書留での対応ということで考えておりますので、情報漏えいとはならないような形の対応を進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

○酒井（隆裕）委員

要は情報漏えいをしないためにわざわざ簡易書留にしなければならないのですよ。これは載せないという形にすれば、そうしたリスクというのも減るわけです。だからこそ私は、こうした載せないということを決めた自治体が全国にあるから、やらないという選択肢もあるのではないかということを知りましたけれども、道内の都市では、もしくは小樽市に隣接している都市では、そうしたものを記載するというのであります。私は、大きな問題だと思います。

小樽市がしっかりと、この特定個人情報保護の観点から、情報漏えい等のリスクの観点から、このマイナンバーについても記載しないという方向に私はすべきだと思います。こうした意見を述べて、終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 46 分

再開 午後 3 時 09 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民進党に移します。

○中村（誠吾）委員

◎市長の政策の法的妥当性について

最初に、市長の政策の法的妥当性ということについて質問いたします。

森井市長が就任して以来、さまざまな問題が議会に取り上げられています。人事異動の問題、参与の問題、周産期医療の問題、そして除排雪の問題、高島漁港区の問題です。市長は、市政を変えてほしいという市民の声によって当選したと考えられているのは当然です。

ただ、新しいことをする、やり方を変えるときには、それは前例のないことであることが多いと思います。前例があれば、前例をつくったときに法律、条例等へのとつたことなのか、道義的、政治的に妥当なことな

のか、慎重に検討していきます。また、実行に移される中で、我々がいるとおり、議会、市民のチェックを受けていきます。しかし、前例のないことであれば、それらが法律、条例等にのっとりたことなのか、そして道義的、政治的に妥当なことなのか、慎重に検討しなければなりません。そして、その妥当性を議会及び市民に説明する責任があるのです。

しかし、どうでしょうか、現状は、議会が違法ではないかと主張したことに対して、市長はただ反射的に適法だと主張しているだけではないでしょうか。内容の説明がなく、ただ市長の適法だという主張は説得力がないのです。ここで、私は、この市長の新しい施策の意思決定の方法に問題があるので、市長が説得力のある主張にならないのではないかと考えています。

小樽市では、コンプライアンスや内部統制が組織としてうまくいっていないのではないかと、そのように大変危惧しています。コンプライアンスは、ただ法令を遵守してくださいといっても意味がないのです。いかに組織として体制をつくるか、つまり内部統制機能を充実させるかがポイントになります。

自治体の取り組みの例として、静岡市が、平成25年から内部統制機能充実に向けた取り組みを行っています。その中でも、事務事業の適法性及び妥当性を確保するための留意事項を点検するためのリーガルチェックシートを導入し始めています。また、政策法務アドバイザーを設置して、政策の法的妥当性をチェックしているのです。

そこで、質問をさせていただきますが、小樽市において政策の法的妥当性のチェックは誰が行っていますか。

また、そのチェックをしてる人は、法的判断をする訓練をされていますか、まずお答えください。

○（総務）総務課長

ただいまの御質問の政策の法的妥当性のチェックを誰が行っているのかと、それを訓練しているのかということでございますけれども、私ども、現時点で各原部・原課において事務事業、政策に疑義が生じた場合には、法制部門として私ども総務課の行政係がございまして、まずこちらで相談を受けているということになります。その中で、法的判断、いろいろ行っておりますけれども、その中でさらに高度な法的判断が必要になった場合には、顧問弁護士に相談するなど、専門家の視点による見解をいただいて判断しております。

また、訓練についてでございますけれども、日々の仕事、OJTで経験を積んでおりますし、または研修に参加もしておりますので、そういったことで知識と経験を積み重ねているということでございます。

○中村（誠吾）委員

現状はそうですね。そうすると、現状の小樽市においても、私もわかります、法制を担当する部署もありますし、顧問弁護士がいますよね。

では、これだけ問題になってきて、法的妥当性が問題となった平成27年6月の人事異動、そして参与の任用、高島漁港区の問題について確認しなければならないです、そうなれば、機能しているのかということ。この三つの問題について、それぞれ小樽市の法制担当と顧問弁護士のアドバイスを受けて、打ち合わせはしましたか。

というのは、もしアドバイスを受けて打ち合わせをしたという事実があるとしたら、いつでしょうか、それ。

それで、ここが不思議なのです。それぞれ意思決定の過程でしたのですか、それとも意思決定後なのか、お答えください。

○（総務）総務課長

今、お話のありました三つの問題、いずれもでございますけれども、原部・原課から相談を受けまして、そして顧問弁護士と打ち合わせをしたことはございます。その具体的な日時については、随時行っているため、把握はしていません。

ただ、あともう一つ、意思決定の過程なのか、決定後なのかということでございますけれども、既に行ったことに対して疑義が生じたという、問題になったということがございますので、その意思決定後に相談をしているということでございます。

○中村（誠吾）委員

ですから、こういうことが起きているのですね。意思決定後と、今、総務課長はつきりおっしゃいましたね。これだけ混乱するのですよ。そして、私は、それ機能が不全だと思います。

ですから、この項の最後の質問をしますけれども、それを受けて、半分認められたわけですから、意思決定後にこんなことになってしまったと。その意思決定というのはどういうことなのかというのは、非常に疑問ありますけれども、まあいいです。

そして、それでは小樽市の政策において、法的妥当性をこれから担保するための仕組みを、どのように構築していくのですか。

○総務部次長

法的妥当性を担保するための仕組みについてでございますけれども、最近では、日々の行政運営におきまして、法的判断が求められる機会がますますふえてきていると認識しております。

現時点では、先ほど総務課長から答弁させていただいたとおりでございますけれども、事例について先ほどお話をいただきましたので、今後、他都市においてどのような対応がされているのかなどの、それらの仕組みにつきまして研究してまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

そのようにしか回答はできないでしょうね。

ただ、できないでしょうといっても、もう一度、認識だけは言いますよ。市長もお聞き願いたいのですけれども、意思決定後というのをはつきり言われて少し驚いています。言ったではないですか、慎重に、前例のあること、ないこと、小樽市役所というのは、もう何十年もあるのですよ。その中で、どんな新市長になろうと、これ組織的にそうやって対応しなければならないのですよ、絶対に。慎重に、そして、私、道義的、政治的にもと言いました。市長は、政治家なのです。でも、行政のトップなのですから、まずそのことを私は指摘しておきます。

◎市長の刑事告発について

次に、市長が刑事告発されたことに関連してお聞きしますが、今回は、犯罪とまでは言いたくありませんが、職務に関連した行為について、その違法性を札幌地方検察庁が捜査しているということは、争いようのない事実ですね。

実は、市長、昨年12月1日の記者会見で「市政運営に当たってはですね、告発されるようなことは一切行っておりません」と言っていましたけれども、現実に告発されてしまっていますし、検察に受理までされてしまっているのですよ。市長は、これは質問ではないから言いますけれども、まず現状認識変えていただけませんか。一切行っていませんと言っても、今、現実これが起きているのだから、そこから始まります。そして、現時点で内容等を聞いても、捜査中ということもあります。ですから、きょうここでは、告発されてから現在までの市長の対応についてお聞きします。

まずは、一般論としてですけれども、刑事手続と市のかかわり方について質問いたしますが、小樽市では、残念ですけれども、これまでも職務上、もしくは職務に関連して、職員が行為の違法性を問われることはありました。これからも起こり得ることだと、残念ながら考えています。それは、典型的な例としては、公用車の運転中に交通事故を起こすこともあると思いますし、他会派が談合や、先ほど契約でしっかりしてくださいよと言いましたけれども。談合や汚職についても、全く起こり得ないことではないと考えています。

そこで、過去の対応についてお聞きします。職員が、職務に関連した行為について、刑事上の手続が行われた場合、市は、その職員に弁護士を紹介したりするなど、何らかのサポートをしたり、公費を支出したことはありましたか。

○(総務)総務課長

これまで、そのような事例はございません。

○中村(誠吾)委員

そうですね。このような、今、総務課長が話したとおり、過去の事例を踏まえても、市長は職務上の行為について刑事上の手続がされた場合、市として職員をサポートしたり、一定の公費をどのように出すべきだと考えますか。まず逆に言いましょう。出さないべきだと考えますか。

○(総務)総務課長

職員が違法性を問われて刑事事件に問われたということになるかと思えますけれども、そういった場合、司法判断によって有罪、無罪になることはわからないわけです。それは司法判断になるわけでございます。そのため、基本的には、私どもの公費での支出はすべきではないということで考えてございます。

ただし、無罪になった場合につきましては、いわれのない裁判に問われたということでございます。ですから、無罪になった場合については、裁判費用等の補助をしている自治体の事例もあるというふうに聞いてございますので、そういったような点が今後の課題ということで、私ども考えてございます。

○中村(誠吾)委員

出さないべきだと、出さないのだと、今、総務課長言いましたね。そうしたら、質問していきますよ。

市長は、今回の告発に関連して、既に弁護士と委任契約等を結んでいますか。

○市長

この件においては、何も結んではおりません。

○中村(誠吾)委員

まだ結んでいないのですね。

それでは、小樽市の顧問弁護士に助言を求めたことはありますか。

○(総務)総務課長

告発についての報道がなされておりましたけれども、その際に、市長の今後の裁判のかかわり方ということについて、一般的なお話として顧問弁護士に相談したことはございます。

○中村(誠吾)委員

相談をしたことがありますね。そうすると、細かい話になるのですが、根本にかかわるのですが、札幌地検に書類を提出したとのことであります。書類の作成は、市長みずから行いましたか。そして、市長みずから郵送または持参で出しましたか。

○総務部長

こちらにつきましては、札幌地検から本市に対しまして、人事異動の方法に関する資料ですとか、あるいはコンプライアンス委員会の資料、こういった資料関係について提出を求められましたので、これについては総務部長の職務ということで地検に持参提出をしてございます。

○中村(誠吾)委員

ですから、私、先ほど聞いたのは、後でも言いますけれども、今後、何らかの対応を迫られたり、裁判になった場合に、市の職員に何ら指示することもなくて、全てみずから対応し、公金を一切使わないということにしてくださいと、私聞いているのですよ。後の質問にもかかわります。どうですか。

○市長

基本的には、そのように考えているところでございます。

○中村(誠吾)委員

どうしてこのような話をするかといいますと、市長の職務が問われているとはいえ、あくまでも森井秀明個人の

刑事責任が問われているわけです。ここを理解してくださいね。

このような場合、市長の補助機関である市職員や市の公金を使っているのかということでも聞いたのです。使わないと言いました。市職員や公金を使っているかと市長が考えているのなら、先ほど言いましたとおり、多分、全職員も同様であるべきです。当たり前のことですよ。

この件に関しては、直ちに違法だという問題の指摘を今は全部しません。ただ、細かい問題だと市長がもしお考えなのであれば、しっかりと見識を持って対応していただかなければ、本当に公人として、個人としての、いろいろ議論ありました、市長の資質を問われ続けられますよ。そして、議会が問うていることは、当然であり、これらの指摘をさせていただきたいと思っています。これは私の指摘ですけれども、市長には失礼ですが、本当によく理解しておいていただきたいと思っています。

◎市長後援会幹部が代表を務める組合からの損害賠償訴訟について

次に、市長後援会幹部が代表を務める組合から、損害賠償の訴訟が提起されています。私は、これをほかの委員会、本会議でも言ったことがあるのですが、平成 9 年 9 月 9 日に出た最高裁判所の判例があります。「国会議員が国会で行った質疑等において、個別の国民の名誉や信用を低下させる発言があったとしても、これによって当然に国家賠償法第一条第一項の規定にいう違法な行為があったものとして国の損害賠償責任が生ずるものではなく、右責任が肯定されるためには、当該国会議員が、その職務とはかかわりなく違法又は不当な目的をもって事実を摘示し、あるいは、虚偽であることを知りながらあえてその事実を摘示するなど、国会議員がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行行使したものと認め得るような特別な事情があることを必要とすると解するのが相当である」というものです。何長々とまた言っているんだと思われるかもしれませんが、そもそも今回の訴訟は、議員の職務として質疑をしているのです。国会議員と地方議員であっても理論は同じなのです。原告側に無理がある訴訟なのです。この判例に照らして、恐らく棄却され、誰が見ても小樽市が負けるはずのない訴訟なのです。

ここで確認いたします。小樽市は、当然、判例等に照らして、たとえ原告が後援会幹部であっても、棄却を目指す訴訟をするということですよ。

○（総務）総務課長

この件に関しましては、既に棄却を求めて応訴しておりまして、係争中の案件でございます。

○中村（誠吾）委員

そうですね。当たり前ですね。確認していますよ。棄却を目指す訴訟をしているのですよ。

それでは、次の質問で、逆に聞きますよ。まさか和解はしないと思いますけれども、万が一、市長に、本人がいらっしゃって悪いですが、市長に和解の意図があったとして、本件は地方自治法なのです。100万円以下の損害賠償額であっても、地方自治法第180条第1項の規定による小樽市長の専決処分事項の指定には当たらず、地方自治法第96条第12項、後で見てください、議会議決事件に当たります。ですから、市長は和解をする前には、議会に諮らなければなりません。万が一の話をして済みませんけれども、よろしいでしょうか。

○（総務）総務課長

委員が今おっしゃいました議決事件に関しましては、私どもも認識しているところでございます。

ただ、今、先ほど答弁申しましたとおり、棄却を求めて係争中でございます。今後のことということでございませぬけれども、あくまでも仮定の、たればということになってしまいますので、その件に関しましては答弁を差し控えさせていただきますと思います。

○中村（誠吾）委員

こういうときには捜査中、係争中というのですよね。

それでは次に、私の質問の最後にしますけれども、はっきり言います。今回の後援会幹部は、この訴訟の原告であります。市長とは直接の利害関係があります。首ひねっても、法的にあるのです。利害関係がある人なのです。

せめて裁判が終わるまで、公的な会合ならともかく、私的に会ったりすることは厳に避けなければならないと考えます。

そこですが、訴訟提起後、原告の後援会幹部と会ったことはありますか。

そしてまた、今後会う可能性はありますか。特に、2人だけで直接会う可能性は認識していますか。

○市長

今、御指摘の件とは違う件ではお会いしたことがありますけれども、この件に関連して会って話をしたこともありませんし、今後も、それについてはありません。

○中村（誠吾）委員

市長は疑われるような行動を厳に慎むべきであり、原告と通じて訴訟に及ぶことは背任に当たる可能性がありますからね。十分にここで指摘して、終わります。

○佐々木委員

◎教育予算について

教育予算、難しい話を聞こうとは思っていません。2点だけお聞かせいただければと思います。

机と椅子の更新事業費がつきまして、計画的に小・中学校の机・椅子が更新されることになったと、これは本当にこの御努力に感謝いたします。今まで、学校配当予算の中でこれが扱われていたということで、その分、学校のそれぞれ生徒のところに使う部分が、圧迫されていた部分が外に出たということで、本当に学校側も喜んでるところです。

ただ、一つだけ、この件でうがった見方と言ったら申しわけないのだけれども、今までもいろいろなことがあったものですから、そういう心配されているのだと思うのですが、その机・椅子の分が外に出た分だけ、学校配当予算が減額されるというようなことにならないだろうなというような、それでは元も子もないだろうというお話もあるのですが、そういうことはないということで確認させていただいてよいでしょうか。

○（教育）施設管理課長

配当予算が減るということはございませんので、今年度並みの予算を確保しておりますので、大丈夫です。

○佐々木委員

それで、この机・椅子の件で、もう一つ、要望ということですが、最近、男子中学生は身長、体重とも、体重はわかりませんが、身長がどんどん伸びて、大谷選手スケールの子供もいると、場所によっては。小樽市ではどうかわかりませんが、それで、足が非常に長いということで、今一番大きい机・椅子というのは、6号という規格なのです。この6号ということでも小さいということで、折り畳むようにして入っている子供がいるというふうに聞いております。もしそういう子供がいた場合、6号以上のものを少し要望として上がってきた場合、用意していただけるのかどうか、よろしく申し上げます。

○（教育）施設管理課長

体の大きな生徒への対応ということでございますけれども、現在まで、学校からそういう御要望、御相談というのがございません。これから、そういう御要望、御相談がございましたら、個別に確認しながら考えてまいりたいと考えております。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

自民党に移します。

○山田委員

◎背任罪の構成要件について

今、民進党中村誠吾委員から、背任ということでお話がありました。

まず、総務部にお聞きします。この背任罪の構成要件について、押さえている点があれば、いかがですか。

○（総務）総務課長

申しわけございません。押さえてございません。

○山田委員

特に、今回、市長が同行した雪処理をされた部分であります。この背任罪の構成要件については、他人のために事務処理をする者が自己・第三者の凶利または相手への加害目的、これによって違背行為、こういうことを行って財産上の損害を与えた場合ということになりますので、ぜひ市長においては度を越した、一般市民から見たような、そういうようなことをなさらないようにひとつお願いでございます。

冒頭、そういうことを言いましたが、質問です。

◎職員間の意思疎通の取り組みについて

最高責任者や各部長の調整役の立場にある副市長にお聞きします。

この2年間で、市長、部長、一般職員間の意思疎通の取り組みに、私としては無理、無駄、無理解があったと考えます。そこで、職員の仕事に対する意欲の減退など、今後の市政運営に重大な影響が出ると考えます。

副市長として何をしなければならなかったのか、どういうことをされたのか、副市長としてお聞かせください。

○副市長

質問の趣旨が物すごく大きいので、どういうふうに答えたらいいのか少々戸惑うわけですが、私が副市長になってからで言うと、ほぼ1年たちました。ちょうど昨年2月1日からございましたから、その意味で言えば、多分、市長が外部の人間で、市長に当選して、初めて市長になって、多分、職員のほとんどは人間関係がさほどない職員の中で市長になったという状況、さらには副市長も10カ月間ずっと空席であったという、そういう状況の中で10カ月を過ぎて、私が副市長になったと。私自身も副市長は初めの経験でありますし、一番私自身戸惑ったのは、市長と副市長のかかわり方、これも二人とも初めての経験ということで、お互いに間合いをはかりながら、一つずつの事例に応じた対応をしていく。2月1日の時点で言えば、議会とのかかわり方、または経済界とのかかわり方、または職員とのかかわり方という問題で、私自身はその調整役ということで、私自身もそのような自覚を持って副市長を受けたわけですが、この1年、ただいま申し上げましたとおり、一つ一つの事例が、その場その場の対応ということでもありますので、職員にしてみれば、これまでの長年培われた人事異動の中で大きな、大幅な人事異動ということで、そういう意味ではさまざまな迷い、戸惑い、そういうものもあっただろうし、または職員それぞれが、議会との人間関係のつくり方、経済界、市民とのさまざまな人間関係を持ちながら市役所の職員として勤務をしていたという長い歴史があるんでしょうから、そういう意味で言えば、大幅な人事で人間とのかかわり方が大きく変化をしたということの戸惑いもあっただろうと思います。

そこで、私とすれば、何とか調整役として市長と職員との間に立って、お互いにどうやったら理解をしていくのだろうか、市長自身もまたそういうふうに考えていたことであろうと思ひまして、私もまた何とかその辺の調整をという思いで参りました。

それと、やはり私とすれば、やはり私自身も市の職員と初めての人間関係ですので、私自身もまた人間関係を一つずつつくっていかねばならない立場の中で、それは相当職員にも御迷惑をかけたのだらうと、私自身の資質の問題もあるでしょうし、私自身の経験の問題もあつたかもしれませんが、そういう意味で言えば、この1年間で少し、私自身の感覚とすれば、さまざまな問題があるにしろ、少しずつ落ちついてはきてるのだらうかなと

いうふうには思います。

外から見ると、さまざまな事態が起きて混乱をしているように見えるかもしれませんが、私自身の受けとめとすれば、議会とのかかわり方も、少し対立はするものの、これからの行政と議会とのかかわり方という意味で言えば、これも少しずつ変化をして、その形が見えてきているのかなというふうには感じておりますし、また、経済界、市民とのかかわり方についても、少しずつ形が見えてきているのではないかと。

さらに職員においても、昨年の 2 月ぐらいの状況からすると、少し職員の方も落ちつきを見せているのではないかとこのように私自身は感じておまして、議員の質問に的確に答えられたかどうかはわかりませんが、非常に大きな質問なので、私自身とすれば、感覚とすれば、そのようには受けております。

○山田委員

今後のまた副市長の御努力をお願いいたします。

ここ 3 年、重要なポストに在籍する方の早期退職、この部分が大きくなってきていると思います。

先般、公明党松田議員が、各年度の定年前の退職者数をお聞きいたしました。

では、この過去 3 年間、平成 26 年度から 28 年度までの係長職、課長職、次長職、部長職の内訳をお聞かせください。

また、主な退職理由、押さえている点があれば、お聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

補職別の早期退職者の数ということでお答えさせていただきますが、区分としては、部長職、次長職、課長職、それと係長職以下ということで、係長と一般の職員の数でお答えさせていただきますと思います。

平成 26 年度、課長職 1、係長職以下 12、合計 13 名ということになっています。27 年度、部長職 1、次長職 2、課長職 3、係長職以下 9、合計 15 名でございます。今年度につきましては、2 月末までの数ということでお答えさせていただきますと思いますが、28 年度、部長職 1、次長職 1、課長職 1、係長職以下 3、合計 6 名ということになってございます。

それと、退職の理由ということでございますけれども、基本的に早期退職の場合、退職理由につきましては、自己都合ということで書かれてきますので、個別のものについては押さえていない状況でございます。

○山田委員

ここ 3 年ということでお聞きしました。主な退職者、私もお聞きしておりましたが、この 2 月末で退職の方も、私もよく知っている方ですが、彼については多くの友人からも慕われ、部下からの信頼も厚く、優秀な幹部の退職については、私ももったいないとは思いますが、ひいては、小樽市民全体に責任を負う市長部局の人的な損失と考えます。この部長職、平成 27 年度、28 年度、この次長も含めたら 5 人ぐらいいらっしゃいますか、こういうような行政手腕の熟度の高い方がおやめになるということについて、総務部では、こういう退職についてどのような影響が出るのか、また影響があるのかというのは、見解は何かありますか。総務部長でもいいですよ。

○副市長

2 月末に退職された職員については、大変優秀な職員でもありますし、私としても大変残念な人材を失ったということではございますが、ただ組織の中で、例えば退職をしても、正直、これは自治体の組織の中では全体の中でカバーをしていくというのが、これが私どもの受けとめでございますので、何とかそれを補いながら、組織全体としてカバーしながら影響を少なくしていきたいとは思っています。ただ本人もこれからの意欲のことも言っていましたし、私とすれば、これからも別の道でどんどん活躍してほしいなというふうには思っております。

○山田委員

本当に組織の中の一つの歯車ということでは、組織的にはそういう自己退職する方については、次の人材を登用するというのが当たり前の話であります。

◎来年度の人事について

では、この春の人事について、市長部局においては人物評価や、その配置についても適正に配置するとは思いますが、新人以外の方々の、本人の意向調査に基づいて、何に基づいて配置するのか、昇任について適正な人事配置、その部分について、各部局の意向など、もし聞かせていただけたところがあれば、ことしの人事異動について何かあればお聞かせ願いたいと思います。

○（総務）職員課長

来年度の人事異動に向けてということでございますけれども、各部局の意向ということにつきましては、昨年、各部の総務部長の人事ヒアリングというのを行ってございまして、その中で実際の配置数とか、そういう形では整理をさせていただきますし、あと異動に当たりましては、これまでどおり内申書というのを提出求めていますので、その中で人物評価、適性なり把握して、さらには本人希望なども勘案した上で、職員配置を進めているところでありますし、また、昨年、人事評価始めましたので、その評価シートも参考にしながら適材適所な配置ということに努めてまいりたいと考えているところでございます。

○山田委員

念押しですが、法令に基づいて人事異動をされるということによろしいですね。

○（総務）職員課長

そのように考えております。

○山田委員

それでは、定年退職者もいれば、来る人もいらっしゃいます。それで、昨年 1 年間、もしあれば、昨年度採用の技術職員の状況、それから臨時職員の本職員への採用状況をお聞かせください。

○（総務）職員課長

平成 29 年度に向けて採用した技術職ということによろしかったでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

合格者ということでお答えさせていただきたいと思いますが、技術職としましては、土木技術が 5 名、建築技術 4 名、衛生化学技術 3 名、保育士 8 名、言語指導員 1 名、学芸員 1 名ということになってございまして、これはほか消防とか、病院の医療技術は除いた数ということになってございます。

それと、臨時職員の採用というお話をいただいたかと思いますが、臨時職員についても、当然、優先するものではございませんが、通常どおり試験を受けて合格された方はいらっしゃいます。

○山田委員

臨時職員から本職員への採用ということで、相当優秀な人物だと私も思います。そういう優秀な職員を今後とも多く、法令に基づいて採用していただきたいと思います。

◎税滞納特別チームについて

次に、税滞納特別チーム、新聞紙上でも少しお話がありましたが、先般、石田議員からは第三者委員会という言葉が出てきております。これまでのやりとりの中で、第三者委員会、新聞報道では税滞納チームということで言葉が出てきておりますが、どう違うのか、この点についてまずお答え願います。

○（財政）納税課長

税滞納特別チームと第三者委員会の違いでございます。

まず、税滞納特別チームというのは、これまで答弁している中では、高額・困難案件に特化した特別整理チーム体制の構築という形でお答えしていますが、これはあくまでも納税課の内部、要は納税課の職員の中で特別整理チームをつくりまして、その中で必要に応じて弁護士や公認会計士に相談できる体制づくりを進めているというような形でお答えしております。

それに対しまして、石田議員から質問のありました第三者委員会につきましては、言葉の定義が明確なものではありませんけれども、世間一般的に言われているのは、やはり外部組織という形になろうかと思えます。外部組織に困難案件などを預けまして、その中で検討していただいて、答申などをもらって、その答申に基づきまして、参考にしまして業務を進めるというようなものかと考えております。

○山田委員

それでは、そのことについて、設置する日程的なスケジュール、もし押さえている、考えている点があればお聞かせ願いたいと思います。

○（財政）納税課長

第三者委員会につきましては、本会議などでも答弁しておりますとおり、法令上、税法上の守秘義務の問題ですとか、いろいろ検討事項がありますので、設置する、しないというのは、まだ今後の検討なものですから、具体的にいつまでというのはなかなか明言できないのですが、まずはやはり地方税法上の守秘義務について、外部組織で滞納案件について検討することが可能かどうか、まずは弁護士等に相談するとともに、他都市に同様の事例がないかなども調査しながら、その設置の可能性や位置づけなどについて検討していきたいと考えてございます。

○山田委員

この中で、確かに弁護士だとか税理士だとかに御相談なさるということですが、内容的には高度な法律判断とか、また、現在、相談できる体制が今ないと考えているからなのか、その点についてはいかがでしょうか。

○（財政）納税課長

現時点でも、これまでも必要に応じて顧問弁護士に相談するということはありましたけれども、今後は、先ほど申しました納税課内部に立ち上げる特別整理チームの中で、特に税に詳しい弁護士という形で、または公認会計士に相談できる体制づくりを進めるということでありまして、これまで全くなかったということではないのですけれども、より強化していくというような意味合いでございます。

○山田委員

先ほど、御答弁にもありましたけれども、他都市の取り組み状況や設置状況は調べておられますか。

○（財政）納税課長

現在、進めることが決まっております自治体内部での高額案件・困難案件について弁護士等に相談している事例というのは多々あるのですけれども、外部組織でという事例につきましては、まだ調査はしておりません。現時点では私どもも承知しておりませんので、事例の有無や、そのあり方、設置方法などについて今後調査していきたいというふうに考えてございます。

○山田委員

そういった中で、先ほども言いましたが、その外部委員会に入れる例えば弁護士だとか公認会計士、報酬も発生すると思いますけれども、我々としては、特段、必要性については少々どうなのかなというのがあるのですが、その点についてはいかがですか。

○（財政）納税課長

まず、そもそも弁護士や公認会計士に頼むということ自体については、高度な法律判断などが必要なケースというのが多々あるものですから、相談できる体制づくりという意味合いでは、非常に必要なものとは考えておりますので、まずは内部のチームの中でそれを実現するというのが、まず先行してやる予定でございまして、その外部組織でという形で弁護士や公認会計士に頼むことにつきましては、先ほど申しましたとおり、税法上の守秘義務の問題もありますし、そもそも内部組織で、内部の中で相談体制を構築するのと、具体的にどのように違いが出るのか、どのような効果が生まれるのかなども含めまして、今後の検討だと考えてございます。

○山田委員

検討課題ということですが、例えば、今、市長部局内の優秀な人材の中で、ほかの弁護士だとか公認会計士にある程度の連絡をとって、部局内での完結ということにはならないのですか。そういう努力はできないのですか。その点をお聞かせください。

○（財政）納税課長

当然、税務行政というものは、そもそも自治体の業務ですので、基本的には内部で完結していくべきだと思いますけれども、その中で先ほど言いましたように、わからない部分、不明な部分、法的解釈の部分、税に詳しい弁護士なり公認会計士に頼んでということで、内部の中で完結というのはあると思うのですが、ただ外部組織でという提案があった中で、地方税法の守秘義務に違反しないというのが大前提ではありますけれども、それが仮にクリアしたとしましたら、その設置によって滞納整理にどれだけ効果が出るのか、最初から効果がないとも言えないものですから、効果がどのようにあるのかというのを具体的に検討していく必要はあると思っております。

○山田委員

ということは、その費用対効果によっては設置しなくても、内部である程度のことのできるということで考えてよろしいのですか。

○（財政）納税課長

もちろん、先ほど言いました税法上の守秘義務の問題がクリアしたらという大前提ですけれども、クリアしたからといって必ず外部組織かといいますと、内部で弁護士や公認会計士を頼む体制はつくりますので、その中で外部に頼むことによって、どういう違いが生まれるか、どのような効果が生まれるか、収納率向上に向けて寄与するものかどうかというのは、やはり慎重に検討していかなければならないと思いますので、税法上の守秘義務がオーケーだから必ずつくりますとなるのではなくて、やはり効果を検証しながら検討を進めたいというふうには考えてございます。

○山田委員

検討を進めるということであれば、今すぐに設置というふうにはならないですよ。いかがですか。

○（財政）納税課長

そうですね、今、検討中ですので、直ちに結論という形にはならないとは思いますが、検討の中身次第で時期というのは決まってくるものかと思っております。

○山田委員

こういうものは、やはり法令に基づいて、守秘義務だとか、本当に費用対効果だとか、いろいろな問題があるので、私もやはりこの点については慎重に設置に関しては進めていっていただきたいと思います。

◎総合計画審議会委員の構成について

最後に、きょうの冒頭、公明党の斉藤委員もおっしゃっていましたが、議案第24号について、取り下げてというお話もありましたし、私も、その点で二つばかりお聞かせ願いたいのですが、今回、改正する変更点について、事前に配付された資料の4 計画審議会の委員構成の変更点の（2）ですが、民間諸団体から選出された者、もともとは民間諸団体の代表者から選出された者になっています。これというのは、代表者ならある程度の責任はあると思うのですが、この選出された者について、この責任についてどうお考えなのか、まず1点。それと（4）市政全般に関心があり、審議会の審議への参加を希望する市民とこの民間諸団体から選出された者の違いは何ですか、お聞かせください。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、民間諸団体からの選出の部分でございますけれども、現行の審議会条例、こちら代表者となっておりますが、条例案につきましては選出された者となっておりますが、役職にかかわらず意欲・知見がある方を選出できるよ

うにという理由ですけれども、もう一点、市長の意向もございまして、できるだけ多くの方に市政に携わってほしいということもございまして、その審議会への委員が固定メンバーとならないようにと、そういった意図も含めてございます。

そして、市民参加の部分でございまして、こちらは団体という属性ではなくて、例えばエントリー制度のほうに登録している方ですとか、その他の公募、一般公募ということで考えてございます。

○山田委員

民間諸団体から選出した者と民間諸団体の代表者の違いは何ですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、現行条例における代表者という部分でございまして、これは文字どおり、その団体の代表の方、もしくはその代理クラスの方という方でございます。新条例案にあります選出された者というのは、もちろん、その団体の代表ということであってもいいのですけれども、民間所属している団体から推薦を受けて、団体の考え、意思、こういったものを持ってやはり責任ある意見を出していただきたいということですので、実質的には団体の意思を反映するというのであれば、同じような機能を持つことにはなると思うのですが、多くの方の市政への参加ということも含めまして、役職にはかかわらず、幅広く民間の所属している団体から、これはという方を選出いただけるようにということで幅を持たせる、自由度を高めるという意図で変更したものでございます。

○山田委員

やはりそこら辺がよくわからない。今、御答弁で、代表者でもよいというお話しされました。それなら、もともとの代表者でよろしいのではないですか。そのほうが民間諸団体からも選びやすいし、選択肢がふえるという意味では、確かにそうかもしれないけれども、民間諸団体からすれば、そういうふうな形で言われたほうが選出しやすいのかなと私は思っております。その点についてはいかがですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

こちらにつきましては、例えばその団体において、代表クラスという役職にはついていないのですが、意欲・能力がある方という方もいらっしゃると思いますので、あくまでもこちらからその団体に推薦依頼をして選出させていただくということを想定してございますけれども、あくまでその団体の意思において適任である方、これを役職にかかわらず選出できるよということ、先ほども申し上げましたけれども、より柔軟に運用できるようにということでございます。

○山田委員

私としては、それは少々理解しがたいと思っています。もう少し、そういうことであれば、文言の整理をされたほうがいいのかと思います。

○濱本委員

◎総合計画審議会委員の構成について

今、同僚の山田委員からの質問がありましたので、それに関連して。

総合計画の策定の条例ですが、審議会の部分もそこに組み込むのだということです。それで、小樽市の審議会の委員の構成員の変更点ということで今回出ていますけれども、その中で、例えばよく市役所は、小樽市は道内他都市、道内10都市とか言うのですが、それだけでは、本来で言えば、客観性を担保するためのバックデータとして私は少ないと思うのですね。

例えば、これ神奈川県逗子市ですけれども、審議会の構成員はこういうふうになっているのですよ。市民、市の審議会・懇話会等の委員、ここが少し特色あるのですが、逗子市の教育委員会委員となっているのです。そして、知識・経験を有する者、いわゆる学識経験者です。ここに教育委員をはめているのですよ。多分、これはほかにも

こういう事例はあるのだろうと思うのです。逗子市だけが特殊な事例ではないと思うのです。そういう意味では、構成員を考えると、やはりこういう事例もあるということなのです、事実としてあるのです。今回のやつを、ぱっと見たときに、この事例を見ると、もう少し煮詰め方があるのではないのかと、余りにも唐突じゃないのというイメージがあるのです。

公明党は、取り下げてもう少し検討したらいいのではないのかという話もありますけれども、私はこういう事実もあるということを指摘して、教育委員を入れている都市もあるのだという、その点について、教育委員を考慮した議論経過みたいなのはあるのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

申しわけございません。道外の事例まで全て確認したわけでもございませんで、教育委員について含めるかどうかという議論はしておりません。

○濱本委員

していませんということは、要は、今回出てきた条例案が本当に煮詰まったものではないということ、今、自分で証明したようなものですよ、申しわけないけれども。だから、やはりきちんといろいろな他都市の事例も本当に踏まえた中で、これから10年先の総合計画をつくるに当たっての審議会として、どういう構成員が本当にふさわしいのかという議論をやはりもっと詰めるべきだと思うのですが、今ここで出したこの構成員に関して言えば、十分議論を詰めてというか、密度のある議論をした中で、この構成員が出てきたと答弁できますか。

○（総務）企画政策室品川主幹

まず、審議会委員の定数、上限というのもございます。定数も、まず30名、これは報酬等も発生しますので、それほど多くふやすことにもならないだろうというふうに考えております。

そして、教育委員というのは具体的には議論はしていなかったのですけれども、民間団体の代表者の中には教育関係の方もございます。そしてまた学識経験者というのも含めてございます。それで、あくまで、全国全て調査したというわけではないのですが、このたび新たに次期総合計画の策定に当たって、その策定体制ということで考えた中で、現行条例と比べて変更すべきところ、そこに絞って議論したところでございます。

（「答えになっていないって。答えになっていないって」と呼ぶ者あり）

○委員長

再度お願いします。

○（総務）企画政策室品川主幹

煮詰めたかという部分でございますでしょうか。という部分であれば、庁内の策定会議において議論をしてきたところでございます。

○委員長

とって煮詰めたという答弁です。

○濱本委員

十分に煮詰めたということであれば、議論を深めてきて出したものだというのであれば、私はこういう指摘しなくても済むわけですよ。そういうことですよ。こういう指摘がされるということは、煮詰め方が、当事者の間は自己満足で、煮詰め方は十分だという自己満足があるかもしれない、自己認識はあるかもしれないけれども、こういう指摘された時点で、もうそれは崩れたのではないの。足りなかったということではないのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

先ほどの教育委員というお話がかみ合っているかどうかあれですけれども、教育的な見地ということであれば、教育関係の団体からの選出、そういったものも想定しておりますし、あと学識経験者からの選出、こういったことでカバーできるのかなというふうに考えてございます。

○委員長

少しかみ合わないな。

(「ちょっと違うんだな」と呼ぶ者あり)

違うね。再度。

○濱本委員

これ以上、ここのやりとりをしても余り意味ないのです。返子市がなぜ教育委員を入れているのか、背景があるからこそうやってあえて教育委員と入れているのですよ。だから、そのことを私は指摘したのです。例えばよそのまちではこういうのがありますよと。こんな指摘がなされないことが、条例出すときの大前提ですよ。これ以上やってもあれですけども、そういうことで、今回の条例に関して言えば、少なくともうちの会派は、まだまだ煮詰め方が足りない。ほかの審議会のやらなければならない案件についても、基本構想、議会で議決を得るための基本構想を策定しなければならない、基本計画を策定しなければならない、それから、それだけで本当にいいのかというのものもあるし、それから、今回の第7次総合計画は三層構造から二層構造に変更かけているわけですよ。そういう議論もしなければならない。二層構造で本当にいいのかという議論もこの議会の中でしなければならないのだけれども、それすらここでできてないわけですよ。

だから、それができていない中で、決着していない中で条例という話には私はなかなかならないのではないかなと思うのですが、改めて条例を取り下げるか、修正するか、そういうお考えはありますか。

○(総務)企画政策室品川主幹

市としましては、議論を重ねて条例案としたというつもりでございますので、それを含めて御議論いただければと考えております。

○濱本委員

それぞれ、執行者側は議案の提案権もあるわけですし、我々は議決する権利がありますから、取り下げないということであれば、議決という中で我々の態度を示さなければならないと、そんなふうに思っております。

◎業務委託契約について

それと、一般論として、きょうの冒頭に建設部長からお話がありましたけれども、一般論として、委託契約、これ言い方いろいろ、業務委託契約とか、請負契約とか、いろいろ言い方あるのですが、まずこの委託契約は、こういうことですよ、発注者、言うなれば委託者がいて、受注者、受託者がいて、そしてその受注者が受注した業務を実際に作業する作業員、労働者がいると、まずこういう構造であるということによろしいですか。

○(財政)契約管財課長

一般論としては、そのとおりだと思います。

○濱本委員

それで、この業務委託契約の中ではよく出てくる言葉が、指示、それから指揮命令というのがあるのですよ。この業務委託契約の中の指示と指揮命令というのは、どういう定義になっているのか、それについてお答えください。

○(財政)契約管財課長

小樽市の契約については、小樽市契約規則というのがありまして、その規則の中でいろいろな、例えば契約書に何の条項を載せなさいとか、そういうルールいろいろあるのですけれども、契約についてはそういう規則がありまして、あと契約管財課では、毎年2月ですが、標準的な契約の約款だとか、業務委託の、あと賃借だとか、そういうようなものを庁内の知らせまして、事務をきちんとやるようでもって知らせているところでもあります。また、工事で言えば、標準約款というのをつくって、それもつくって契約担当にも知らせているところです。そういう中で、市役所的にはさまざまな業務がございます。そういう契約管財課で示した、あるいは契約規則で定まっている条項だとかをもとに、原部・原課で約款、あと標準約款に足りないものは加えたりなんかして、あるいは仕様書で

もっているいろいろ定めてやっているところですよ。

それで、そういう中で、今、濱本委員がおっしゃった指示だとか、そういうものについては、いろいろな業務によっていろいろさまざまなものがあると思います。という答えでよろしいですか。

(「違うんだな」と呼ぶ者あり)

○委員長

違うね。

もう一回、定義。

○濱本委員

要は、定義ですよ。いわゆる発注者と受注者と、実際に受注者の受注した内容を業務する労働者がいるわけです。この三者の関係があるわけですよ。これがまず業務委託契約の基本的な構造ですよ。例えば労働者派遣事業で言うと、発注者がいて、そして派遣元がいて、派遣元との関係の中の労働者がいるわけですよ。こういう関係ですよ、3人。業務委託の関係と労働派遣の関係は違うわけですよ。

そういう中で、業務委託における、一般的にですよ、業務委託の中ではよく使われる言葉として、指示だとか、指揮命令だとかとよく使われますよ。では、その言葉の意味というのは、業務委託契約の中で使われる指示、指揮命令というのは、どういう定義なのかということですよ。

(「消防団に聞いたほうが早いんでないか」と呼ぶ者あり)

○(財政) 契約管財課長

指示、指揮命令の定義ということですね。意味というか。普通に考えたら、こうしなさいだとか、そういうことになるのかなと思うのです。

工事契約の約款の解説という中に、例えば指示というのは、請負者の要請に応じて、またはみずから適宜行う技術上のものなどを指すが、技術上の指示などであっても、請負者の選択に委ねられている施工方法等について新たな指定をしたり変更したりして、請負者の自主施工の原則に反するようなことは許されないだとか、そういう指示の中でもそういうようなことは書いているものはありますけれども、とにかくこうしなさい、あしなさいと受託者から委託者ですか、そちらに1回請け負ったら……、少しそれは違いますね。

こうしなさい、あしなさいというような、そういうような意味だと思います。

○濱本委員

要は、こういうことですよ。労働派遣の場合は、地方公共団体が派遣元に、人材派遣の会社に出してくれとお願いするわけですよ。こういう業務をやる人を出してくれと。そうすると、その人が地方公共団体に来るわけですよ。来た瞬間に、その働く人は地方公共団体の指揮命令下に入るのでですよ。これが労働派遣ですよ。労働派遣の中での、要はそういう構造になっているわけですよ。

それで、地方公共団体が業務委託を受託者にお願いするときには、その業務について指示はするわけですよ。業務について指示するわけですよ、こういう仕事してくださいねと、わかりましたと。そうすると、自分で抱えている労働者を使って、その業務を遂行するわけですよ。そのときに、その業務を遂行する労働者と受注者の間には、指揮命令権があるのですよ、受注者と。いわゆる地方公共団体から仕事を、業務を委託された受注者と、その受託をした業者の社員との間には、当然、指揮命令関係があるわけですよ。だけれど、地方公共団体とこの労働者の間に直接的な指揮命令関係はないのですよ。そういう理解でいいですか。

○(財政) 契約管財課長

今、まさにおっしゃるとおりであります。請負契約をしているので、派遣とはまた別なので、今おっしゃるとおりだと思います。

○濱本委員

それでは、確認ですが、水道局にしても、病院局にしても、業務委託契約を結んでいる事案があると思うのですが、水道局だから建設所管だし、病院局は厚生所管だけれども、一般論として、いわゆる地方公営企業法の全部適用になっているところは、業務委託契約を小樽市も結んでいますのでね、契約管財課も、そのことを把握していますよね。

○（財政）契約管財課長

発注者として業務委託を契約しているかどうかということですね。発注者として、病院局長と水道局長とはしております、発注者として。

○濱本委員

そうですね。当然、地方公営企業法で存在している水道局、病院局ですから、発注者は局長名になっている。だけれども、小樽市で言う大きなくくりでいったら、病院局長も水道局長も小樽市長の下にいますよね、構造的には。これは総務があれなのかな。構造的には小樽市長の下に水道局長、病院局長と下にいる存在だと、下にか、ぶら下がっているというか、全く100%独立している存在ではないですよね。任命権者は市長ですよね。どうですか。

○（総務）総務課長

今、委員おっしゃったとおり、任命権者は市長でありますので、大きな傘ということで考えれば、市長のもとに入るかと思います。

○濱本委員

それをまず確認しておきます。これ以上の話は、建設の話になるので、ここから先は建設所管のときにお話しさせていただきますけれども、要は、まず発注者、受注者と実際の労働者、その中に存在する指示、それから指揮命令関係、確認をさせていただきました。

それから、病院局、いわゆる公営企業法で設置されている病院局、それから水道局、それは局長名で発注がなされていると。そして、その局長の任命権者は市長で、市長の下にある存在だということは確認をさせていただきましたけれども、この後のことについては、先ほども言いましたけれども、所管の建設でさせていただきます。

◎平成28年第4回定例会の自然閉会についての市長の認識について

平成28年第4回定例会が自然閉会になったという具体の事実があるわけですよ。そのそもそのきっかけは、言うなれば、市長は民間できちん仕事をした経験がないからわからないとは思いますが、いわゆるクレームが発生したわけですよ。顧客からのクレームが発生したのですよ、ある意味では、議会からのクレームが。市長の発言という生産物に対して、議会からクレームが出たのですよ。普通、民間で、例えば物をつくっている物づくりの会社で言うと、つくったものを客のところに納品して、何らかの瑕疵があったらクレームついて返品になって、どうしてそういう原因が、どうしてそういうものが発生したのだと、また、どうしてそういうものが会社から出たのだと、顛末書を書きなさいと、改善策を書きなさいというのが普通のクレームの対応ですよ。

市長は、議会からのそういうクレームについて対応したと、第4回定例会以降、第4回定例会の中では対応できなかったから、自然閉会という形になったと思うのですが、対応したという、議会側からのクレームについて対応したという認識はありますか。

○市長

今の例えがどう当てはまっているのか、私には理解できませんでしたが、努力をしたかということにおいては……

（「努力じゃない」と呼ぶ者あり）

本会議にも説明いたしました、私といたしましては、答弁の取り消しを申し出たほか、やはり結果としては実

らなかったのではありますけれども、私自身も議長とお会いしたりとか、副市長が議長と調整を図ったり、つまり再開に向けての努力は続けてきたということでお話をしたところでございます。

○濱本委員

議会側がつくったこういう紙は、市長見たことはありますか。確認してください。

○委員長

見たことありますかという問いです。

○市長

あります。

○濱本委員

それでは、このペーパーについて、どういう市長は認識を持っているのか、確認させてください。

○市長

このペーパーは、議会側から提出された資料だと思っているところでございます。

私は、これを見ても答弁漏れという認識はないということでお伝えをさせていただいておりますし、また、このお話が来てから放置したとも考えておりません。また、それに伴う回答においては、後ほどこちらから提出をしていたと思っております。

委員長。済みません、正確な表現ではありませんでした。

最後の点におきましては、議会側からの勧告書に伴っての私からの返事というか、それについては提出をさせていただいたというところでございます。

○濱本委員

私が今聞いたのは、このペーパーに対して認識がどうなのだという事です。いいですか。ここにずっと書いてあるわけですよ。これ議会側で、言うなれば議会運営委員会側で、本会議における議員の質問を書いて、さらに市長の答弁を書いて、議長の勧告書をきちんと分けて、その後、市長の勧告書への回答文をきちんと分けて、回答文に対する議会側の見解も書いてある。

市長、一番上の段のところ、答弁なしですよ。市長再答弁の欄の、その下、左側に該当する質問がないのに市長は答えているのですよ。こういう認識があったのですよ、議会側は。きちんと、こうやって整理していて、この整理に対して、市長は何の答えもしていないわけですよ。だから、後始末していないのですよ。まずもう一回、この紙を見て、市長自身が、いや、この紙は議会側でつくったものだから、事実誤認があるというのであれば、それをきちんと指摘してもらいたいと思うのですが、どうですか。

○市長

大変恐縮ですけれども、これは第4回定例会における議論において、残念ながら、私自身が、議会を再開して、それについてお話をさせていただく機会はありませんでしたので、皆様から、もしその議会の中で、その御指摘があった場合においては、またそれに合わせて答弁をしたこともある得るかとも思いますけれども、その段におきましては、私自身は勧告書に対しての回答においてお話しさせていただいておりますけれども、改めてその議会を再開した中でお話をさせていただきたいとお話をさせていただいておりますし……

(発言する者あり)

私といたしましては、市全体を代表する立場として適切に対応するという事でお答えさせていただいているので、そのときに、私たちの認識としては答弁漏れはないと考えているところでございます。

○濱本委員

済みません。答弁がよくわからない。

私が今聞いたのは、この紙を見てどういう認識ですか、議会側ですよ、答弁していないとか、答弁が該当する質

問もないのに答弁しているとか、こういう認識があったのですよ。

市長は、ずっと言っていたじゃないですか、議会の中です。

(「そうですね」と呼ぶ者あり)

自然閉会になったから、今聞いているのですよ。答えてくださいよ。この紙に対して、この書いている内容に対しての所管を正直に述べればいいのですよ。市長はいつも議会でと言うから、議会に出したのですよ、今。聞いているのですよ。

○委員長

整理されたその紙面を見ての認識というか、ここが違うというのだったら違うと指摘されても結構だと思います。

○市長

答弁の繰り返しになるかもしれませんが、私たちといたしましては、議会側からはこのような状態で整理をされましたということでお話ありましたが、私たちといたしましては、これについての答弁はさせていただいたと思っておりますので……

(「どこで」と呼ぶ者あり)

それにおける認識がずれているというところだというふうに思っております。

○濱本委員

どこで答弁したのですか。この紙に対しての市長としての所見、所感、認識、議会のどこで答弁したのですか。答弁の事実あるのですか。

○市長

いや、1点目のその空白についてということからお話し始まったかと思いますが、それについては、私、議会の答弁の中で、訴訟に議会意思をしっかりと反映させた形で対応してほしいという質問に対して、私は市全体として代表する立場として適切に対応するというふうに答えておりますので、答弁漏れはないというふうに認識をしております。

(「違う。言っている意味が違うもの。かみ合っていないって」と呼ぶ者あり)

○濱本委員

いいですか。

第4回定例会の中でいろいろな事案があって、それをこうやって論点整理をしたのですよ、議会側で。全体として、市長の所感を聞く機会はなかったのです、自然閉会だったら。だから、今聞いているのですよ。議会側でこうやってまとめたもの、例えばの話で、該当質問がないのにこうやって答えていますと、議会側では認めますよと、例えばの話で言ったのです。だから、この全体を見て、どういう所感を持っているのか答えてくださいというのです。議会でなんか、このペーパーを見ながら答弁、質疑をやりとりしたことがないのですよ、第4回定例会が自然閉会だったのだから、今初めてですよ。

いつも、市長は、いや、議会の中でというから、我々がまとめたものを今ここに出して、どういう見識を持っているのですかと、大分前で見ているはずですから。我々は、これをクローズして、議会の中だけでやっていたわけではなくて、きちんとそれを議運の中でもなんでも出して、それは当然、総務部を経由して市長のところにも行っていたでしょうということです。だけれども、自然閉会になって、質問する機会がないから今聞いているわけです。だから、このことについてどう所見を持っているのだということですよ。

○市長

ですから、私としては、この全体に対しての所感ということであるならば、私自身は、それに対しての議会側からは答弁ない、または不適切な発言だという御指摘がありましたけれども、その所感そのものにおいては、今回の第1回定例会の中においての最初の所信の前にお話をさせていただいているところでございますし、ただ答弁漏れ

という認識は私は持っていないということで、この書面を見ての私の感想としては、そういう考え方を持っているというところがございます。

○委員長

特になんてことだ。

○濱本委員

結局、ずっとそうですけれども、私はそう思っていないと言って、ではその論拠も明示しないままに、私はそう思っていないというのは、ずっとこの間、市長がいつも議会の中で言っていることで、我々は指摘しているのですよ。

今回の代表質問の中でも、具体的に、明確に論拠を示して答弁してくださいと言っているが、その答弁が具体性があるかと思ったら、誰が聞いても、少なくとも質問者の私が聞いたら、具体性なんかどこにもないところがたくさんあると。

◎12月9日の記者クラブでの市長のコメントについて

最後に聞きますけれども、12月9日に、我々は議会運営委員会の正副委員長と正副議長が勧告書を、先ほどのペーパーにも書いてありましたが、勧告書を持っていきました。勧告書を持って行って、その後、市長は、12月9日の17時30分から、場所はどこかわかりませんが、多分、記者クラブだったかと思いますが、何らかのコメントをしていったと思いますけれども、まず二つ聞きます。

どういうコメントをしたのか。

それから、そこに同席していたのは誰なのか。同席していた方々は、市長のコメントについてどういう感想を持ったのか、それを聞きます。まず、具体的事実から答えてください。

○市長

まず、私のほうから先にお伝えをさせていただきます。

12月9日の件ですね。それについては、中村吉宏議員の再質問に対する発言の真意、すなわち議会を誹謗中傷や権威を傷つける趣旨ではないことに対する説明であったり、さらにその時点ではありますけれども、議会の審議が中断されていたこともあって、議会をとめずに質問の中で真意をただしてほしいという私の希望等について記者会見、取材対応をしていたというところがございます。

○委員長

同席されていた方はおられますか。

(「それも私が答えるのほうがいいのか」と呼ぶ者あり)

(「そんな質問で何で詰まるか」と呼ぶ者あり)

何名の方が同席されていたのですか。

(「誰々」と呼ぶ者あり)

○総務部長

司会も含めてということでお答えしますと、市長、副市長と私とということで、3名ということでございます。

(「まだ聞いています」と呼ぶ者あり)

○委員長

どういう。

(「感想」と呼ぶ者あり)

○副市長

感想と率直に聞かれても、私自身が余り当時の記憶が定かではなかったものですから、記者会見に対しての感想というのは、特に、今のところ、記憶は余りございません。申しわけありません。

○総務部長

済みません、訂正させていただきます。司会ということでお話ししましたけれども、私も同席はしていたようですが……

(「ようです」と呼ぶ者あり)

今記憶を呼び起こしているのですけれども、市長、副市長が出ておまして、その席に私もおまして、通常の記者会見と少し違いまして、記者から質問を受けてというような形になっておりましたので、そういった意味で言いますと、私も同席しておりましたけれども、3名が出ていたということは3名が出ておりましたが、市長、副市長、それと私ということで3名出ておりました。ということで、訂正させていただきたいと思います。

○委員長

感想という部分があるのですけれども。感想。

(「記憶にないんだよな」と呼ぶ者あり)

記憶にないと。

(「呼び覚ましてもらおう」と呼ぶ者あり)

記憶にございません。

(「ないならないと言えればいいでしょう」と呼ぶ者あり)

○総務部長

どう思ったかということにつきましては、非常に難しいのですけれども、今記憶を呼び起こしていますが。当然、市長が感じられていること、考えられていること、そういったことをお話しされておりますので、それに対して私がそばにいて、それがおかしいとか、いいとか、そういったことは当然思いませんので、市長のお考えがそういうことで、これに対してのお話をされているという、淡々とそばでそのお話を聞いていたという状況だったというように記憶してございます。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。